

平成 1 8 年 度

包括外部監査の結果報告書

「高齢者福祉事業について」

岐 阜 市 包 括 外 部 監 査 人

加 藤 博

目 次

第 1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部署	1
5. 監査の実施期間	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件を選定した理由	2
8. 外部監査の方法	2
9. 利害関係	2
 第 2. 高齢者福祉事業の概要	3
1. 市民福祉部の機構	3
2. 高齢者を取り巻く現状	4
3. 岐阜市の基本的視点と基本目標及び施策の体系	1 9
4. 老人福祉費と寿松苑の過去 5 年間の実績	2 6
5. 高齢者福祉を支える関係団体	2 7
 第 3. 外部監査の結果	2 8
I. 歳入について	2 8
II. 補助金について	3 2
III. 委託料について	4 4
IV. 扶助費について	5 6
V. 寿松苑について	5 8
VI. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団について	7 5
VII. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会について	8 0
VIII. 社団法人 岐阜市シルバー人材センターについて	9 1
IX. 介護保険事業について	1 0 4

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2．特定の事件（監査のテーマ）

高齢者福祉事業について

3．監査対象年度

平成17年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

4．監査対象部署

市民福祉部（その他関連する部）

5．監査の実施期間

平成18年7月11日から平成19年2月27日まで

6．包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

加藤 博 公認会計士

補助者

後藤 等 公認会計士

安藤 泰行 公認会計士

轟 芳英 公認会計士

豊田 裕一 公認会計士

後藤 篤志 公認会計士

高橋 英明 公認会計士

廣瀬 悟道 公認会計士

下條 俊幸 公認会計士

古田 友三 弁護士

7. 特定の事件を選定した理由

岐阜市においては、高齢化率がすでに20%を超え、5人に1人が高齢者という時代に突入している。さらに、団塊の世代が高齢期に到達する2015年を控え今後もますます高齢化が進んでいくものと予想され、しかも、核家族化による世帯人員の減少は高齢者の介護に不安をもたらしている。

高齢者を取り巻くこのような状況の変化に対し、一人ひとりの高齢者が安心して暮らすことができる社会を作っていくためには、行政だけでなく、市民も一体となって取り組む必要がある。

これらのことから高齢者福祉について市民の関心が高まっており、高齢者福祉についての事業の管理を検討することが必要と判断し、監査のテーマとした。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について合規性、有効性、効率性及び公平性の観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 歳入項目の合規性及び適正性
- ② 補助金の合規性及び適正性
- ③ 委託料の合規性及び適正性
- ④ 扶助費の合規性及び適正性
- ⑤ 寿松苑の運営の合規性及び適正性
- ⑥ 外郭団体の運営の適正性及び効率性
- ⑦ 介護保険事業の合規性及び適正性

(2) 主な監査手続

「8. 外部監査の方法（1）監査の要点」に従い、主に実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 質問により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法を総括的に調査した。
- ② 上記①を踏まえたうえで、事業の管理及び財務事務の執行状況について関係帳票、証拠書類等を閲覧、照合した。
- ③ 現場視察及び現況を調査した。

9. 利害関係

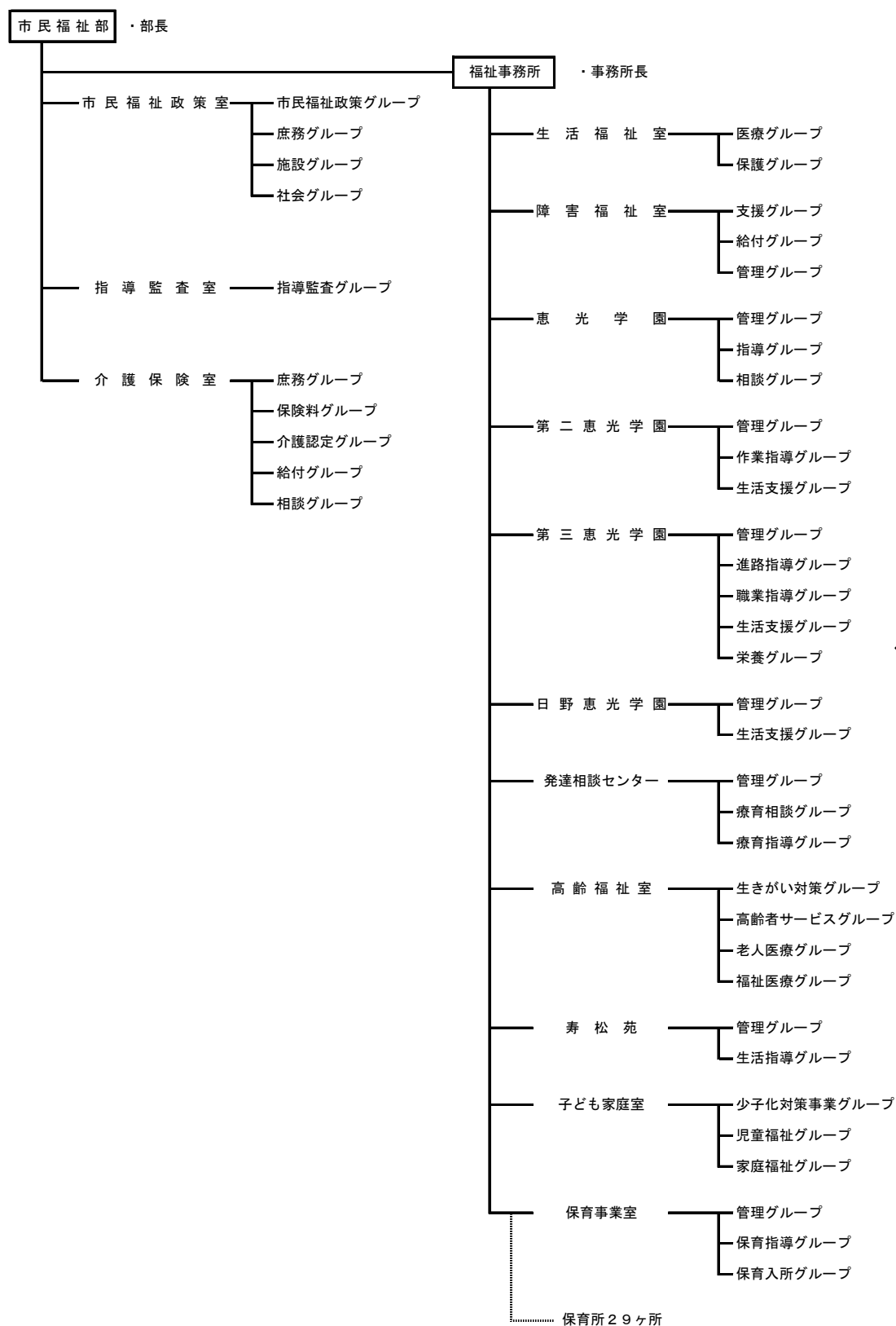
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2. 高齢者福祉事業の概要

1. 市民福祉部の機構

平成17年4月1日現在



2. 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢者の現状

① 人口及び高齢化の状況

(ア) 人口の推移

平成 12 年以降の総人口の推移をみると、岐阜市では増加しており、平成 16 年 10 月 1 日現在の人口は 411,565 人で、平成 12 年より 2,115 人増加している。柳津町の総人口も増加しており、平成 16 年 10 月 1 日現在の人口は 12,755 人で、平成 12 年より 947 人増加している。しかし、人口の伸びも近年では停滞傾向にあり、近い将来をピークに減少に転じることが予想される。

また、年齢 3 区分別の人口の推移は、0～14 歳人口及び 15～64 歳人口は岐阜市は減少、柳津町では増加しているが、65 歳以上の高齢者人口は岐阜市、柳津町ともに増加しており、少子高齢化の進行がみられる。高齢者人口が増加し続ける一方で、生産年齢人口の割合は減少していることから、今後の高齢社会を支える社会的な基盤の弱体化が懸念される。

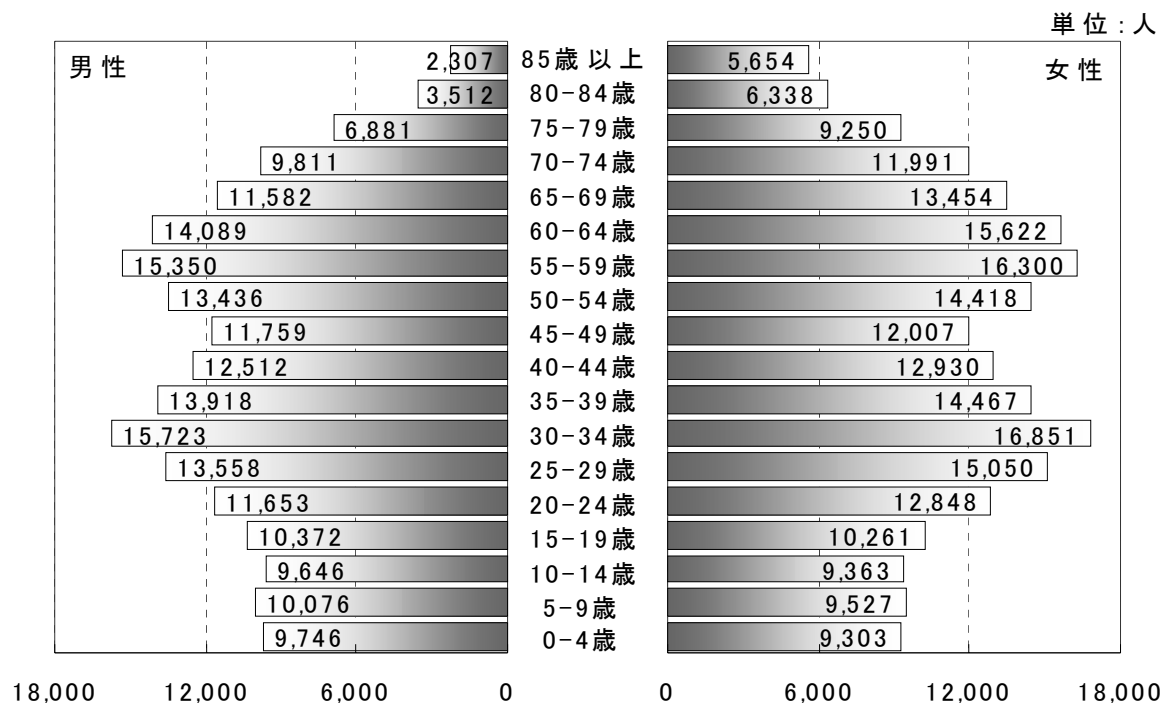
表： 年齢 3 区分別人口の推移

区分		単位	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
岐阜市	総人口	人	409,450	410,204	410,561	410,836	411,565
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年少人口 (0-14 歳)	人	58,671	58,339	57,986	57,806	57,661
		%	14.3	14.2	14.1	14.1	14.0
	生産年齢人 口 (15-64 歳)	人	279,779	278,036	275,960	274,231	273,124
		%	68.3	67.8	67.2	66.7	66.4
	高齢者人口 (65 歳以上)	人	71,000	73,829	76,615	78,799	80,780
		%	17.3	18.0	18.7	19.2	19.6
柳津町	総人口	人	11,808	12,115	12,521	12,648	12,755
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年少人口 (0-14 歳)	人	1,981	2,086	2,170	2,175	2,201
		%	16.8	17.2	17.3	17.2	17.3
	生産年齢人 口 (15-64 歳)	人	8,241	8,371	8,618	8,667	8,693
		%	69.8	69.1	68.8	68.5	68.2
	高齢者人口 (65 歳以上)	人	1,586	1,658	1,733	1,806	1,861
		%	13.4	13.7	13.8	14.3	14.6

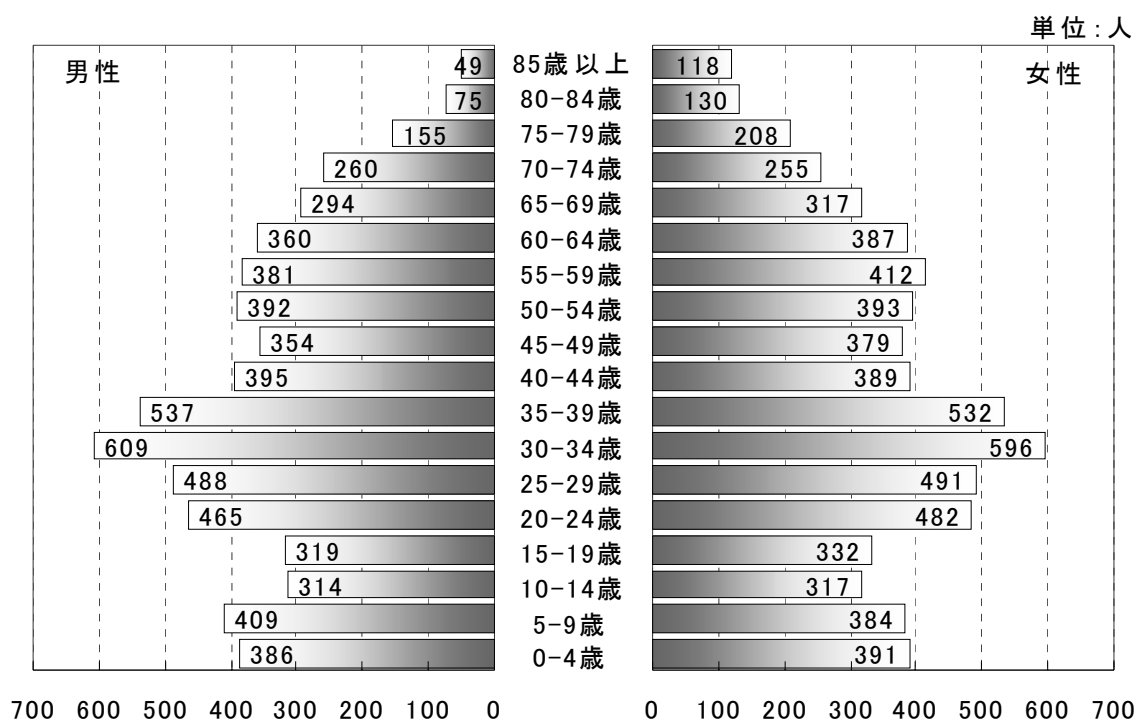
資料：住民基本台帳、外国人登録人口 (各年 10 月 1 日現在)

(イ) 年齢別人口構成

年齢別の人口構成は、岐阜市では第一次ベビーブーム、第二次ベビーブームにあたる 50 歳代後半及び 30 歳代前半の人口が多く、柳津町では全体的に 20 歳～30 歳代の人口が多くなっている。岐阜市で人口の多い 50 歳代後半が高齢期を迎える 5～10 年後には、高齢者人口のさらなる増加が予想される。



図：人口ピラミッド（岐阜市）



図：人口ピラミッド（柳津町）

資料：住民基本台帳、外国人登録人口（平成 16 年 10 月 1 日）

(ウ) 岐阜市老人保健福祉計画対象人口の推移

老人福祉法、老人保健法、介護保険法の適用年齢人口別の推移をみると、平成 16 年の 40 歳以上人口は、岐阜市 219,203 人、柳津町 5,703 人となっており、年々増加している。

高齢者人口は、平成 12 年から平成 16 年にかけて、岐阜市では 9,780 人増加の 80,780 人となり、柳津町でも 275 人増加の 1,861 人となっている。特に 75 歳以上の後期高齢者人口の割合は、岐阜市、柳津町ともに年々高くなっている。

表：岐阜市老人保健福祉計画対象人口の推移

区分		単位	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
岐阜市	40 歳以上	人	212,207	213,947	215,378	217,156	219,203
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40-64 歳	人	141,207	140,118	138,763	138,357	138,423
		%	66.5	65.5	64.4	63.7	63.1
	高齢者（65 歳以上）	人	71,000	73,829	76,615	78,799	80,780
		%	33.5	34.5	35.6	36.3	36.9
	前期高齢者（65-74 歳）	人	43,433	44,751	46,017	46,662	46,838
		%	20.5	20.9	21.4	21.5	21.4
	後期高齢者（75 歳以上）	人	27,567	29,078	30,598	32,137	33,942
		%	13.0	13.6	14.2	14.8	15.5
柳津町	40 歳以上	人	5,265	5,344	5,448	5,558	5,703
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40-64 歳	人	3,679	3,686	3,715	3,752	3,842
		%	69.9	69.0	68.2	67.5	67.4
	高齢者（65 歳以上）	人	1,586	1,658	1,733	1,806	1,861
		%	30.1	31.0	31.8	32.5	32.6
	前期高齢者（65-74 歳）	人	1,006	1,046	1,095	1,113	1,126
		%	19.1	19.6	20.1	20.0	19.7
	後期高齢者（75 歳以上）	人	580	612	638	693	735
		%	11.0	11.5	11.7	12.5	12.9

資料：住民基本台帳、外国人登録人口（各年 10 月 1 日現在）

【法律適用年齢区分】

区分		適用年齢	備考
老人福祉法		65 歳以上	60 歳以上の特に必要と認められる人にも適用
老人保健法	保健事業	40 歳以上	
	医療等	75 歳以上	65 歳以上の障害の状態にある人にも適用
介護保険法	第 1 号被保険者	65 歳以上	
	第 2 号被保険者	40～64 歳	
	サービス受給者	65 歳以上	40～64 歳で老化に伴う特定疾病により介護等が必要になった人にも適用

(エ) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、岐阜市、柳津町ともに年々上昇しており、平成 16 年の高齢化率は、岐阜市 19.6%、柳津町 14.6%となっている。後期高齢化率の割合も岐阜市、柳津町ともに年々高くなっている。

高齢者が急激に増加し続ける中で、医療提供体制の充実や生活水準の向上などにより高齢者の平均余命も伸びており、そのような要因から後期高齢者人口の増加が顕著になっている。また、介護が必要な期間が長期化することにともない、経済的な面も含めて介護する側の負担の増大が懸念される。

表： 高齢化率の推移

単位： %

区分		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
岐阜市	高齢化率	17.3	18.0	18.7	19.2	19.6
	後期高齢化率	6.7	7.1	7.5	7.8	8.2
柳津町	高齢化率	13.4	13.7	13.8	14.3	14.6
	後期高齢化率	4.9	5.1	5.1	5.5	5.8

資料：住民基本台帳、外国人登録人口より算出（各年 10 月 1 日現在）

② 高齢者のいる世帯の状況

(ア) 世帯の推移

「一般世帯と高齢者のいる世帯」

一般世帯の推移をみると、岐阜市では、平成 2 年の 133,029 世帯から平成 12 年には 146,176 世帯となっており、10 年間で 13,147 世帯増加している。柳津町は平成 2 年の 3,278 世帯から平成 12 年には 4,383 世帯となっており、10 年間で 1,105 世帯増加している。

高齢者のいる世帯は、岐阜市、柳津町ともに年々増加しており、一般世帯総数に占める「高齢者単身世帯」及び「高齢者夫婦世帯」の割合は、平成 2 年と比べて平成 12 年には岐阜市では約 2 倍、柳津町は 2 倍以上になっている。

世帯分離による核家族化が進行している中で、子供や孫と離れて暮らす高齢者のみの世帯が増加しており、このような世帯が地域で孤立しないような対策が求められる。

表：一般世帯と高齢者のいる世帯の推移

区分		単位	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
岐阜市	一般世帯総数	世帯	127,255	133,029	140,488	146,176
		%	100.0	100.0	100.0	100.0
	高齢者のいる世帯	世帯	30,199	35,106	41,942	49,321
		%	23.7	26.4	29.9	33.7
	高齢者単身世帯	世帯	3,408	4,867	6,768	9,394
		%	2.7	3.7	4.8	6.4
	高齢者夫婦世帯	世帯	4,802	6,580	9,350	12,483
		%	3.8	4.9	6.7	8.5
	高齢者同居世帯	世帯	21,989	23,659	25,824	27,444
		%	17.3	17.8	18.4	18.8
柳津町	一般世帯総数	世帯	2,808	3,278	3,932	4,383
		%	100.0	100.0	100.0	100.0
	高齢者のいる世帯	世帯	653	726	887	1,110
		%	23.3	22.1	22.6	25.3
	高齢者単身世帯	世帯	31	37	64	118
		%	1.1	1.1	1.6	2.7
	高齢者夫婦世帯	世帯	50	86	131	182
		%	1.8	2.6	3.3	4.2
	高齢者同居世帯	世帯	572	603	692	810
		%	20.4	18.4	17.6	18.5

資料：国勢調査

※1 高齢者単身世帯：65 歳以上の単身世帯

※2 高齢者夫婦世帯：夫婦いずれかまたは両方が 65 歳以上の夫婦のみの世帯

※3 高齢者同居世帯：上記以外の高齢者が同居している世帯

「世帯の類型別割合」

高齢者のいる世帯の類型別割合は、「高齢者同居世帯」の割合が、岐阜市 55.7%、柳津町 73.0%と最も高くなっている。また、「高齢者単身世帯」と「高齢者夫婦世帯」の割合は、岐阜市ではそれぞれ 19.0%、25.3%と岐阜県平均を上回っており、逆に、柳津町はそれぞれ 10.6%、16.4%となっており岐阜県平均を下回っている。岐阜市としては、高齢者のいる世帯のうち約 2 割を占める単身世帯への対応が重要になる。

表：高齢者のいる世帯の類型別割合

区分	単位	岐阜県	岐阜市	柳津町
高齢者のいる世帯	世帯	260,800	49,321	1,110
	%	100.0	100.0	100.0
	高齢者単身世帯	世帯	34,494	9,394
		%	13.2	19.0
	高齢者夫婦世帯	世帯	57,042	12,483
		%	21.9	25.3
	高齢者同居世帯	世帯	169,264	27,444
		%	64.9	55.7
				810
				73.0

資料：国勢調査（平成 12 年）

「高齢者単身世帯」

高齢者単身世帯を性別・年齢階級別でみると、女性の平均余命が長いことから前期・後期高齢者ともに、男性よりも女性の占める割合が高く、岐阜市では約 8 割、柳津町は約 7 割となっている。

ひとり暮らしの高齢者は自宅に閉じこもりがちになり、緊急時において誰にも気づかれないということが懸念されるため、ふだんから周囲との関わりを持つなど、地域全体で見守り支えていくことが必要となってくる。

表： 高齢者単身世帯（性別・年齢階級別）

区分	単位	岐阜市			柳津町		
		高齢者全体	前期高齢者	後期高齢者	高齢者全体	前期高齢者	後期高齢者
総数	世帯	9,394	5,427	3,967	118	70	48
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男性	世帯	2,094	1,294	800	38	26	12
	%	22.3	23.8	20.2	32.2	37.1	25.0
女性	世帯	7,300	4,133	3,167	80	44	36
	%	77.7	76.2	79.8	67.8	62.9	75.0

資料：国勢調査（平成 12 年）

「高齢者夫婦世帯」

高齢者夫婦世帯を夫と妻の年齢別にみると、岐阜市、柳津町ともに、妻が 64 歳以下で夫が 65 歳以上の世帯（岐阜市 3,683 世帯、柳津町 64 世帯）に比べて、夫が 64 歳以下で妻が 65 歳以上の世帯（岐阜市 374 世帯、柳津町 3 世帯）はかなり少ない。全体的に、夫よりも妻の年齢が低い家庭の方が多く、女性の平均余命が男性よりも長いことから、高齢者単身世帯での女性の割合が高くなる傾向がうかがえる。

高齢者夫婦世帯では、夫婦のどちらかに介護が必要となった場合、その配偶者が介護をすることが多くなっている。特に、女性の方が長寿であることから、女性が介護をするケースが多くみられ、負担が大きくなっている。

表： 高齢者夫婦世帯（夫・妻の年齢別）

単位：世帯

区分		年齢	妻						計
			64 歳以下	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳以上	
岐阜市	夫	64 歳以下	-	297	71	5	1	0	374
		65-69 歳	3,049	1,619	192	29	7	0	4,896
		70-74 歳	553	2,098	1,051	100	12	2	3,816
		75-79 歳	67	349	1,173	460	31	0	2,080
		80-84 歳	12	35	232	482	98	5	864
		85 歳以上	2	6	36	154	174	62	434
		計	3,683	4,404	2,755	1,230	323	69	12,464

柳津町	夫	64 歳以下	-	3	0	0	0	0	3
		65-69 歳	55	29	2	0	0	0	86
		70-74 歳	7	20	19	1	0	0	47
		75-79 歳	2	4	9	9	0	0	24
		80-84 歳	0	1	3	6	4	0	14
		85 歳以上	0	0	1	2	4	0	7
		計	64	57	34	18	8	0	181

※世帯数は年齢不詳分を含まない

資料：国勢調査（平成 12 年）

（イ）世帯人員

「平均世帯人員」

一般世帯及び高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移は、岐阜市、柳津町ともに年々減少しており、核家族化の進行がみられる。特に高齢者のいる世帯の平均世帯人員が減少していることから、高齢者のみで暮らす世帯の増加がうかがえる。

また、平成 12 年の一般世帯の平均世帯人員は、岐阜市 2.72 人、柳津町 2.75 人と岐阜県平均の 3.07 人を下回っている。高齢者のいる世帯は、岐阜市は 3.05 人で、岐阜県平均 3.51 人を下回っているが、柳津町は 3.80 人で上回っている。

表： 平均世帯人員の推移

単位：人

区分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
岐阜県	一般世帯	3.54	3.40	3.23	3.07
	高齢者のいる世帯	4.32	4.09	3.82	3.51
岐阜市	一般世帯	3.18	3.04	2.86	2.72
	高齢者のいる世帯	3.96	3.68	3.37	3.05
柳津町	一般世帯	3.76	3.18	2.86	2.75
	高齢者のいる世帯	4.75	4.46	4.22	3.80

資料：国勢調査（平成 12 年）

「世帯人員別の世帯数」

一般世帯の世帯人員別割合は、「1 人」が岐阜市 26.9%、柳津町 33.6%とともに最も高く、世帯人員が増えるにつれて割合が低くなる傾向がみられる。高齢者のいる世帯の世帯人員別割合は、岐阜市では、「2 人」が最も高く、次いで「1 人」、「3 人」となっている。一方、柳津町は、「2 人」が最も高く、次いで「5 人」、「3 人」となっている。

表： 世帯人員別の世帯数

区分		単位	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
岐阜市	一般世帯	世帯	146,176	39,317	36,251	27,350	24,472	10,505	5,721	2,560
		%	100.0	26.9	24.8	18.7	16.7	7.2	3.9	1.8
	高齢者の いる世帯	世帯	49,321	9,465	15,941	7,247	5,092	5,097	4,412	2,067
		%	100.0	19.2	32.3	14.7	10.3	10.3	8.9	4.2
柳津町	一般世帯	世帯	4,383	1,474	710	741	761	382	213	102
		%	100.0	33.6	16.2	16.9	17.4	8.7	4.9	2.3
	高齢者の いる世帯	世帯	1,110	119	242	174	138	190	163	84
		%	100.0	10.7	21.8	15.7	12.4	17.1	14.7	7.6

※一般世帯には、高齢者のいる世帯を含む。

資料：国勢調査（平成12年）

③ 高齢者の健康に関する状況

(ア) 疾病の状況

老人医療受給者の平成16年5月診療分を疾病分類別にみると、岐阜市は入院3,035件、入院外73,119件、柳津町は入院73件、入院外1,489件となっている。入院は、「循環器系の疾患」が最も多く、岐阜市1,461件、柳津町35件と全体の約半数を占めている。また、入院外でも岐阜市、柳津町ともに「循環器系の疾患」が最も多く、他に「眼及び付属器の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」、「歯並び歯の支持組織の疾患」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」が多くなっている。

疾病にかかる人の増加とともに、加齢に伴う長期の治療を必要とする人も増加することから、受診件数も増加することが予想され、今後の高齢者人口の動向に対応した医療提供体制の充実が求められる。

表： 疾病分類別受診件数

単位：件

区分	岐阜市			柳津町		
疾病分類	入院	入院外	合計	入院	入院外	合計
感染症及び寄生虫症	39	1,263	1,302	0	19	19
新生物	416	3,644	4,060	12	84	96
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	11	136	147	0	3	3
内分泌、栄養及び代謝疾患	201	6,115	6,316	7	134	141
精神及び行動の障害	71	1,112	1,183	3	12	15
神経系の疾患	47	725	772	3	7	10
眼及び付属器の疾患	76	8,224	8,300	1	200	201
耳及び乳様突起の疾患	2	950	952	0	21	21
循環器系の疾患	1,461	22,797	24,258	35	509	544
呼吸器系の疾患	119	2,477	2,596	1	50	51
消化器系の疾患	139	3,172	3,311	2	66	68
皮膚及び皮下組織の疾患	16	2,234	2,250	0	41	41

筋骨格系及び結合組織の疾患	122	7,663	7,785	3	130	133
尿路性器系の疾患	119	2,033	2,152	4	42	46
周産期に発生した病態	0	1	1	0	0	0
先天奇形、変形及び染色体異常	5	39	44	0	0	0
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないも	26	821	847	0	17	17
損傷、中毒及びその他の外因の影響	163	1,798	1,961	2	34	36
歯並び歯の支持組織の疾患	2	7,915	7,917	0	120	120
合 計	3,035	73,119	76,154	73	1,489	1,562

資料：「岐阜県老人保健疾病分類統計表（平成 16 年 5 月診療分）」 岐阜県国民健康保険団体連合会

（イ）死因と死亡数

平成 13 年から 15 年の主要死因は、岐阜市では、「悪性新生物（がん）」が約 3 割で最も多く、「心疾患」、「脳血管疾患」といった生活習慣病が上位を占めている。また、柳津町でも「悪性新生物（がん）」が最も多く、平成 15 年には 3 割を超えるなど、年々増加している。

年齢階級別の死亡数の推移をみると、岐阜市の死亡総数は、3,100 人から 3,300 人の間で推移しており、そのうち 65 歳以上が 2,500 人から 2,700 人で、全体の約 8 割となっている。一方、柳津町の死亡総数は、平成 13 年の 68 人から平成 15 年には 82 人へと年々増加している。

表： 主要死因別の死亡数・死亡率の推移

区分	死因	平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
		人	%	人	%	人	%
岐阜市	全死因	3,131	100.0	3,290	100.0	3,274	100.0
	悪性新生物	956	30.5	1,021	31.0	1,002	30.6
	心疾患	515	16.4	560	17.0	565	17.3
	脳血管疾患	408	13.0	409	12.4	393	12.0
	肺炎	320	10.2	301	9.1	338	10.3
	不慮の事故	138	4.4	148	4.5	116	3.5
	自殺	81	2.6	88	2.7	109	3.3
	その他	713	22.8	763	23.2	751	22.9
柳津町	全死因	68	100.0	75	100.0	82	100.0
	悪性新生物	15	22.1	21	28.0	30	36.6
	心疾患	11	16.2	13	17.3	12	14.6
	脳血管疾患	9	13.2	11	14.7	7	8.5
	肺炎	9	13.2	2	2.7	8	9.8
	不慮の事故	3	4.4	2	2.7	3	3.7
	自殺	6	8.8	2	2.7	2	2.4
	その他	15	22.1	24	32.0	20	24.4

資料：人口動態統計

表： 年齢階級別死亡数・死亡率の推移

区分	死因	平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
		人	%	人	%	人	%
岐阜市	総数	3,131	100.0	3,290	100.0	3,274	100.0
	0-39 歳	87	3.7	80	3.2	76	2.3
	40-64 歳	542	21.4	591	22.5	514	15.7
	65 歳以上	2,502	74.9	2,619	74.3	2,684	82.0
柳津町	総数	68	100.0	75	100.0	82	100.0
	0-39 歳	5	7.4	2	2.7	4	4.9
	40-64 歳	20	29.4	13	17.3	21	25.6
	65 歳以上	43	63.2	60	80.0	57	69.5

資料：人口動態統計

(ウ) 老人医療

「老人医療費受給者数」

平成 12 年度から平成 16 年度の老人医療費受給者数は、平成 14 年 10 月の老人保健制度の改正により、対象年齢が 75 歳以上に引き上げられたため、平成 14 年度の岐阜市 50,651 人、柳津町 1,115 人をピークに減少傾向となっている。一方、100 人当たりの受診率は年々高くなっており、平成 16 年度は、老人一人当たり換算すると、医療機関などでのレセプト数が岐阜市で約 30 枚、柳津町で約 27 枚となっている。

また、受診件数が多いのは、長期の疾病にかかる人が増えているということと、疾病を抱えながら生活している人が増えているという 2 つの要因が考えられる。

表： 老人医療費受給者数等の推移

区分		単位	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
岐阜市	総数	人	46,642	48,779	50,651	49,409	47,330
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	前期高齢者 (65-74 歳)	人	1,267	1,285	1,284	1,566	1,880
		%	2.72	2.63	2.53	3.17	3.97
	後期高齢者 (75 歳以上)	人	45,375	47,494	49,367	47,843	45,450
		%	97.3	97.4	97.5	96.8	96.0
	受診率(100 人当たり)	%	2,524.4	2,573.4	2,709.7	2,916.8	3,003.5
柳津町	総数	人	1,020	1,078	1,115	1,102	1,071
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	前期高齢者 (65-74 歳)	人	34	41	43	46	59
		%	3.33	3.80	3.86	4.17	5.51
	後期高齢者 (75 歳以上)	人	986	1,037	1,072	1,056	1,012
		%	96.7	96.2	96.1	95.8	94.5
	受診率(100 人当たり)	%	2,182.1	2,290.1	2,521.8	2,864.8	2,751.7

資料：岐阜市「老人保健医療事業年報」、柳津町「老人保健医療・福祉医療事業概要」
(柳津町の平成 16 年度は住民課資料)

「老人医療費等」

平成 12 年度から平成 16 年度までの老人医療費の推移は、介護保険制度の導入により「施設療養費」がなくなるなど費用が減少したものがあ一方で、岐阜市の薬剤の支給額は年々増加しており、平成 16 年度は総額 40,335,475,979 円、一人当たり医療費 852,218 円と高くなっている。

また、柳津町では医療費総額が年々増加傾向にあり、平成 16 年度では総額 917,450,398 円、一人当たり医療費 856,696 円と高くなっている。

表： 老人医療費の推移

単位：千円

区分			平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
岐阜市	診療費	合計	32,817,854	33,447,577	33,139,942	32,702,072	32,444,247
		入院	16,379,260	16,392,856	16,739,590	16,898,090	16,941,691
		入院外	14,932,044	15,489,346	14,778,217	14,282,603	14,063,428
		歯科	1,506,549	1,565,375	1,622,135	1,521,379	1,439,127
	薬剤の支給		3,943,862	4,571,778	5,360,785	5,695,385	5,794,464
	医療費の支給		725,930	694,469	722,503	709,233	706,822
	施設療養費		275,111	255	-	-	-
	訪問看護療養費		97,566	84,998	90,124	76,391	85,911
	入院時食事療養費		1,320,169	1,300,759	1,330,745	1,323,642	1,304,029
	医療費総額		39,180,495	40,099,838	40,644,102	40,506,725	40,335,475
	一人当たり医療費		840	822	802	819	852
区分			12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
柳津町	診察費	合計	684,331	754,568	719,323	708,917	757,908
		入院	282,536	337,080	346,018	334,352	383,593
		入院外	368,728	386,661	341,358	331,038	349,048
		歯科	33,066	30,826	31,946	43,526	25,266
	薬剤の支給		49,977	61,182	104,993	126,208	105,064
	医療費の支給		10,927	9,999	12,664	19,649	19,643
	施設療養費		3,349	-	-	-	-
	訪問看護療養費		1,738	2,174	2,412	1,905	859
	入院時食事療養費		25,652	29,146	31,188	41,315	33,973
	医療費総額		775,976	857,071	870,582	897,996	917,450
	一人当たり医療費		761	795	780	815	856

資料：岐阜市「老人保健医療事業年報」、柳津町「老人保健医療・福祉医療事業概要」
(柳津町の平成 16 年度は住民課資料)

「医療費三要素」

医療費三要素(100人当たり受診率、1件当たり日数、1日当たり診療費)をみると、岐阜市の16年度の受診率は、入院、入院外、歯科のいずれも前年度より高くなっている。また、1件当たりの日数はほぼ横ばいですが、1日当たりの診療費が約200円高くなっている。一方、柳津町の平成16年度の受診率も前年度より高くなっているが、歯科の1日当たりの診療費は、前年度に比べ約4,000円低くなっている。

老人医療受給者一人当たりの診療費の推移をみると、岐阜市は平成12年度の703,612円から平成14年度には654,281円まで下がったが、再び増えて平成16年度は685,490円となっている。また、柳津町は入院、入院外、歯科いずれも年度ごとに変動がみられ、平成16年度は707,718円となっている。

表： 医療費三要素

区分		平成15年度			平成16年度		
		受診率 (%) (月平均)	1件当たり 診療日数 (日)	1日当たり 診療費 (円)	受診率 (%) (月平均)	1件当たり 診療日数 (日)	1日当たり 診療費 (円)
岐阜市	合計/平均	160.22	3.29	10,458	164.21	3.26	10,666
	入院	6.54	17.32	25,172	6.72	17.45	25,449
	入院外	137.61	2.72	6,427	140.83	2.69	6,533
	歯科	16.07	2.45	6,516	16.66	2.36	6,446
柳津町	合計/平均	148.16	3.57	10,136	151.72	3.70	10,514
	入院	6.64	18.25	20,868	6.83	19.13	22,841
	入院外	128.90	2.9	6,700	131.96	3.01	6,842
	歯科	12.62	2.71	9,643	12.93	2.57	5,908

※ 受診率は合計、1件当たり診療日数・1日当たり診療費は平均

資料：岐阜市「老人保健医療事業年報」
柳津町「老人保健医療・福祉医療事業概要」
(柳津町の平成16年度は住民課資料)

表： 一人当たりの診療費の推移

単位：円

区分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
岐阜市	合計	703,612	685,696	654,281	661,865	685,490
	入院	351,170	336,064	330,489	342,004	357,948
	入院外	320,142	317,541	291,766	289,069	297,136
	歯科	32,300	32,091	32,026	30,792	30,406
柳津町	合計	671,242	700,185	645,031	643,400	707,718
	入院	277,132	312,786	310,246	303,452	358,191
	入院外	361,676	358,794	306,135	300,444	325,934
	歯科	32,434	28,605	28,650	39,504	23,593

資料：岐阜市「老人保健医療事業年報」、柳津町「老人保健医療・福祉医療事業概要」
(柳津町の平成16年度は住民課資料)

④ 高齢者の就業状況

(ア) 産業別就業者数

産業別就業者数は、岐阜市、柳津町ともに第3次産業の割合が最も高く、岐阜市 68.3%、柳津町 61.4%で岐阜県平均を上回っている。また、第2次産業の割合は、柳津町 35.6%が岐阜市 29.2%を上回っている。

業種別の高齢者就業者数をみると、岐阜市の総数は 17,612 人で、そのうち「卸売・小売業、飲食店」4,651 人が最も多く、ついで「サービス業」4,357 人、「製造業」3,235 人となっている。柳津町の総数は 446 人で、そのうち「農業」123 人、「製造業」112 人、「卸売・小売業、飲食店」73 人となっている。また、岐阜市、柳津町ともに「農業」の就業者のうち半数以上を高齢者が占めている。

表： 産業別就業者数

区分	単位	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
岐阜県	人	1,092,373	41,079	422,661	626,692	1,941
	%	100.0	3.8	38.7	57.4	0.2
岐阜市	人	205,401	4,199	59,974	140,290	938
	%	100.0	2.0	29.2	68.3	0.5
柳津町	人	6,289	186	2,242	3,861	0
	%	100.0	3.0	35.6	61.4	0.0

資料：国勢調査（平成12年）

表： 年齢・男女別就業者数（岐阜市）

単位：人

区分	農業	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	不動産業	サービス業	その他	計
男性	2,270	17,186	23,877	7,856	28,057	1,169	27,396	10,013	117,824
65-69 歳	424	893	1,205	299	1,298	141	1,475	199	5,934
70-74 歳	475	357	517	91	693	106	780	100	3,119
75-79 歳	302	94	204	9	343	62	297	33	1,344
80-84 歳	136	23	79	4	149	33	102	9	535
85 歳以上	48	6	26	0	59	17	39	2	197
計	1,385	1,373	2,031	403	2,542	359	2,693	343	11,129
女性	1,786	3,044	15,772	1,989	28,383	828	30,210	5,565	87,577
65-69 歳	329	126	685	22	1,039	102	910	98	3,311
70-74 歳	280	51	311	10	588	68	462	32	1,802
75-79 歳	172	23	124	1	294	41	198	14	867
80-84 歳	62	5	63	2	139	19	60	3	353
85 歳以上	28	2	21	0	49	14	34	2	150
計	871	207	1,204	35	2,109	244	1,664	149	6,483
総数	4,056	20,230	39,649	9,845	56,440	1,997	57,606	15,578	205,401
65-69 歳	753	1,019	1,890	321	2,337	243	2,385	297	9,245
70-74 歳	755	408	828	101	1,281	174	1,242	132	4,921
75-79 歳	474	117	328	10	637	103	495	47	2,211
80-84 歳	198	28	142	6	288	52	162	12	888
85 歳以上	76	8	47	0	108	31	73	4	347
計	2,256	1,580	3,235	438	4,651	603	4,357	492	17,612

資料：国勢調査（平成12年）

表： 年齢・男女別就業者数（柳津町）

単位：人

区分	農業	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	不動産業	サービス業	その他	計
男性	110	558	975	292	827	32	699	206	3,699
65-69 歳	31	25	41	12	21	4	26	0	160
70-74 歳	32	9	16	3	11	4	12	1	88
75-79 歳	10	1	3	1	5	1	0	0	21
80-84 歳	8	1	2	0	2	2	0	0	15
85 歳以上	0	0	1	0	3	1	2	0	7
計	81	36	63	16	42	12	40	1	291
女性	75	89	616	99	815	11	758	127	2,590
65-69 歳	23	6	30	3	16	0	12	2	92
70-74 歳	12	0	13	0	8	0	6	0	39
75-79 歳	4	0	4	1	4	0	2	0	15
80-84 歳	3	0	1	0	2	0	0	0	6
85 歳以上	0	0	1	0	1	1	0	0	3
計	42	6	49	4	31	1	20	2	155
総数	185	647	1,591	391	1,642	43	1,457	333	6,289
65-69 歳	54	31	71	15	37	4	38	2	252
70-74 歳	44	9	29	3	19	4	18	1	127
75-79 歳	14	1	7	2	9	1	2	0	36
80-84 歳	11	1	3	0	4	2	0	0	21
85 歳以上	0	0	2	0	4	2	2	0	10
計	123	42	112	20	73	13	60	3	446

資料：国勢調査（平成 12 年）

(イ) 高齢者の就業率

高齢者の就業率をみると、「65 歳以上」の就業率は、岐阜市 24.9%、柳津町 26.5% となっており、岐阜県平均 24.4% を上回っている。年齢が高くなるほど就業率は低下しているが、「65～69 歳」の男性の就業率は岐阜市、柳津町ともに 5 割以上となっている。定年後もまだ働く意欲のある元気な高齢者が増えているなかで、そのようなニーズに対応した就業の場の確保が求められる。

表： 高齢者の就業率

単位：%

区分		65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳以上	計
岐阜県	男性	52.7	35.7	25.6	16.7	8.7	36.0
	女性	27.1	18.0	10.6	5.7	2.4	15.6
	総数	39.2	26.2	16.6	9.7	4.3	24.4
岐阜市	男性	53.1	36.1	26.4	18.6	9.8	37.3
	女性	25.8	17.2	11.1	6.7	3.2	15.8
	総数	38.5	25.8	17.1	10.9	5.2	24.9
柳津町	男性	55.0	42.5	20.2	18.8	17.5	40.3
	女性	30.8	17.8	8.4	4.6	2.2	16.1
	総数	42.7	29.8	12.7	10.0	5.7	26.5

資料：国勢調査（平成 12 年）

⑤ 要支援・要介護認定者の状況

平成 16 年 10 月現在の要支援・要介護認定者は、総数で岐阜市 13,929 人、柳津町 246 人となっている。要支援・要介護度別では、岐阜市は「要介護 1」4,356 人が最も多く、次いで「要支援」3,080 人となっている。また、柳津町でも「要介護 1」85 人が最も多く、「要支援」、「要介護 1」といった軽度の要介護認定者の割合が高くなっており、制度の浸透にともない介護サービスの利用意向も高まっている。

年齢階級別の要支援・要介護認定者発生率をみると、「65 歳以上」の発生率は、岐阜市 16.6%、柳津町 12.5%となっている。特に「75 歳以上」の発生率は「65～74 歳」の発生率より高くなっており、岐阜市では、5 倍以上、柳津町は 4 倍以上となっている。

表： 要支援・要介護度別認定者数

区分		40-64 歳		65-74 歳		75 歳以上		合計	
		人	%	人	%	人	%	人	%
岐阜市	要支援	43	1.4	617	20.0	2,420	78.6	3,080	100.0
	要介護 1	178	4.1	877	20.1	3,301	75.8	4,356	100.0
	要介護 2	123	5.5	419	18.7	1,694	75.8	2,236	100.0
	要介護 3	72	4.6	255	16.2	1,248	79.2	1,575	100.0
	要介護 4	57	4.0	223	15.8	1,132	80.2	1,412	100.0
	要介護 5	63	5.0	196	15.4	1,011	79.6	1,270	100.0
	合計	536	3.8	2,587	18.6	10,806	77.6	13,929	100.0
柳津町	要支援	1	4.5	5	22.7	16	72.7	22	100.0
	要介護 1	4	4.7	19	22.4	62	72.9	85	100.0
	要介護 2	4	10.0	12	30.0	24	60.0	40	100.0
	要介護 3	1	2.6	10	25.6	28	71.8	39	100.0
	要介護 4	2	5.0	8	20.0	30	75.0	40	100.0
	要介護 5	1	5.0	4	20.0	15	75.0	20	100.0
	合計	13	5.3	58	23.6	175	71.1	246	100.0

資料：介護保険事業状況報告（平成 16 年 10 月）

表： 年齢階級別要支援・要介護認定者発生率

区分		単位	40-64 歳	65 歳以上		
				65-74 歳		75 歳以上
岐阜市	人口	人	138,423	80,780	46,838	33,942
	認定者数	人	536	13,393	2,587	10,806
	発生率	%	0.4	16.6	5.5	31.8
柳津町	人口	人	3,842	1,861	1,126	735
	認定者数	人	13	233	58	175
	発生率	%	0.3	12.5	5.2	23.8

資料：人口「住民基本台帳、外国人登録人口（平成 16 年 10 月 1 日現在）」

認定者数「介護保険事業状況報告（平成 16 年 10 月）」

3. 岐阜市の基本的視点と基本目標及び施策の体系

急速に進行する高齢化に対応するために、市民、事業者、行政の協働により、高齢者一人ひとりが自立し、安心して生き生きと暮らすことができる環境づくりをめざす必要から、岐阜市は、以下のように基本的視点と基本目標を掲げさまざまな施策を推進している。

(1) 基本的な視点

高齢者のなかには、健康づくりや生きがいづくりに心がけ生涯現役をめざして活躍している人がいます。老人保健事業の目標も「健康な 65 歳」から「活動的な 85 歳」へと変わりました。今後ますます高齢者人口が増加することが見込まれるなかで、ライフスタイルもさまざまな高齢者の多様なニーズに対応し、元気な高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるような支援が必要です。

平成 17 年 6 月の介護保険法の改正では、活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取り組みを行う「一次予防」と、虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見、早期対応を行う「二次予防」、さらには要支援状態または要介護状態にある高齢者の状態の改善や重症化の予防を行う「三次予防」の指針が示されました。一人ひとりの状態に合った介護予防を早い時期から心がけ、状態の改善につなげる支援が必要です。

高齢者が住み慣れた地域でずっと暮らし続けることができるよう環境を整え、地域で助け合い、支え合うことは高齢者の自立支援につながり、介護する家族の支えにもなります。

すべての高齢者が毎日を安心して楽しく暮らすことができ、地域における支え合いの中で自立した生活を送ることができるような環境づくりが必要です。

以上のことから、以下の 3 つの基本的視点を重視します。

◆視点 1：元気な高齢者を支える視点

高齢者人口が増加するなかで、今後は第一次ベビーブーム世代にあたる 50 歳代後半の人口が高齢期に入ることから、前期高齢者の割合がさらに高くなることが予想されます。前期高齢者のなかには、健康への意識も高く、定年後にも就業を希望するような元気な高齢者も多くみられます。

これからの高齢社会においては、元気な高齢者が社会を支える役割を担っていくことが求められます。また、こうした高齢者が寝たきりや認知症など介護が必要な状態に陥ることのないように、介護予防の観点を含めた健康づくりや生きがいづくり、地域における交流活動などを促進するとともに、外出時や自宅での日常生活の安全を確保し、元気な高齢者を支えるという視点が重要です。

◆視点2：介護を必要とする人を支える視点

介護保険制度の開始以来、要介護認定者は年々増加し続けており、今後も高齢者人口の増加にともない介護を必要とする人の増加が見込まれます。また、認定者の受けているサービスが状態の改善につながっていないケースや、施設への入所が状態の悪化につながるケースもみられます。

介護保険制度の目的である自立支援を進めるために、状態の悪化を抑制し、改善につながるようなサービスの提供が求められます。介護者の負担を軽減するという観点も踏まえ、一人ひとりの身体及び精神状態などに応じた適切なサービスを提供することにより、介護を必要とする人を支えるという視点が重要です。

◆視点3：地域で高齢者を支える視点

身体状況や生活環境などによって高齢者の抱える不安は異なり、求められるニーズも多様化しています。これらのニーズに的確に応えるためには、それぞれが暮らす地域の特性に応じた、多様で柔軟な形態で効率的にサービスを提供できる新たな体制づくりが必要です。

一人ひとりの高齢者に対する支援を充実させるために、地域的なバランスを考慮した社会福祉におけるハード面及びソフト面の基盤整備を推進し、地域に密着したきめの細かいサービスの提供が求められます。同時に、地域における支え合い、助け合いを促進し、地域で高齢者を支えるという視点が重要です。

(2) 基本目標

基本的な視点を基に次の3つを基本目標として掲げ、さまざまな施策を推進していきます。

基本目標1 いつまでも元気で楽しく暮らすために

長寿社会において、日常を健康に暮らすことは、高齢者自身の望みであるだけでなく、家族をはじめ高齢者を支える周りの人にとっての願いでもあります。

健康への意識を高める機会として、健康に関する相談や情報提供、各種健診の充実を図ります。また、介護予防事業を推進し、元気な人も健康に不安を抱えている人もすべての高齢者の健康の維持、増進に努めます。働きたい、活動したいという高齢者の意欲を尊重し、それを活かせるような機会や場を提供するとともに、高齢者の地域交流を促進し、いつまでも元気で楽しく暮らせる環境づくりに努めます。

基本目標 2 毎日を安心して暮らすために

核家族化が進み、ひとり暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者も増えているなかで、何らかの支援を必要としている高齢者は少なくありません。

すべての高齢者が安全な生活を送ることができるよう、暮らしに関する相談や住宅改修の支援、道路や公共施設等の整備を進め、日常生活における高齢者の安全確保に努めます。また、高齢者を対象とした各種事業、ボランティア等についての情報提供を充実させるとともに、地域における助け合い活動を促進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標 3 一人ひとりが自立して暮らすために

高齢化が急速に進行しているなかで、介護はどの家庭においても身近な問題になりつつあります。また、介護を必要とする状態になったときに、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを望む人は多くみられます。

介護が必要な高齢者の一人ひとりが自立して生活することができるよう、介護状態の改善につながる居宅サービスの提供に努めます。また、地域的なバランスを考慮した施設の整備や施設サービスの充実を図るとともに、サービスの質の向上をめざし、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供ができるような体制づくりに努めます。

(3) 施策の体系

1. いつまでも元気に楽しく暮らすための施策

① 健康づくりの推進

i. 健康づくり活動の支援

- ア ふれあい保健センター活動事業
- イ 元気健康推進事業
- ウ 運動を通じた健康づくり支援事業
- エ 介護予防健康セミナー
- オ 地域介護予防活動支援事業
- カ 岐阜市食生活改善推進協議会の活動

ii. 健康に関する相談体制の充実

- ア 健康相談

iii. 検診等の受診の向上

- ア 健康手帳の交付
- イ 基本健康診査

- ウ がん検診
- エ 節目歯科健康診査
- iv. 介護予防事業の充実
 - ア 集団健康教育
 - イ 訪問指導
 - ウ 転倒予防教室
 - エ 口腔機能向上事業
 - オ 地域住民グループ支援事業
 - カ 運動指導事業
 - キ IADL 訓練事業
 - ク 認知症予防・介護教室
- v. 医療に関する支援体制の充実
 - ア 福祉医療費助成事業協力費補助金
 - イ 保険外鍼灸マッサージ施術費助成
 - ウ 難病医療相談事業

② 生きがいつくりの推進

- i. 就労の支援
 - ア シルバー人材センターの活用
 - イ 高年齢者特別就業事業
 - ウ 高年齢者・障害者職業相談
- ii. スポーツ活動の促進
 - ア 高齢者体育大会
 - イ 高齢者スポーツ教室
 - ウ 高齢者スポーツ活動促進事業
 - エ 高齢者健康スポーツ活動促進指導員養成事業
- iii. 文化活動の促進
 - ア 高齢者大学事業
 - イ 公民館活動事業
- iv. 生きがい活動の促進
 - ア 敬老事業
 - イ 高齢者健康農園事業
 - ウ 生きがい活動支援通所事業
 - エ 老人クラブ活動事業
 - オ シルバーカードの交付

③ 地域交流の促進

- i. 人と人との交流機会の提供

- ア 三世代交流促進事業
- イ 老人福祉大会
- ウ ねんりんピック派遣補助事業
- ii. 交流・憩いの場の提供
 - ア ふれあいいきいきサロン
 - イ 高齢者ふれあい入浴事業
 - ウ 高齢者利用施設の充実
 - エ 公園、水辺空間等オープンスペースの整備
 - オ まちなかベンチ整備事業

2. 毎日を安心して暮らすための施策

- ① 日常生活の支援
 - i. 生活上の援助
 - ア 福祉器具給付事業
 - イ 生活管理指導員派遣事業
 - ウ 生活管理指導短期宿泊事業
 - エ 軽度生活援助事業
 - オ 「食」の自立支援事業
 - カ 外国人等高齢者福祉金支給
 - ii. 家族介護の援助
 - ア 家族介護用品支給事業
 - イ 家族介護慰労金支給事業
 - ウ 家族介護教室
 - iii. 生活に関する相談体制の充実
 - ア 相談窓口
 - iv. 生活関連情報の提供
 - ア 情報提供の充実
 - イ くらしのガイドの発行
 - vi. 権利擁護事業の推進
 - ア 成年後見制度利用支援事業
 - イ 地域福祉権利擁護事業
- ② 暮らしの安全確保
 - i. 安全な住環境の整備
 - ア 高齢者住宅改善促進助成事業
 - イ 岐阜市木造住宅耐震補助事業
 - ウ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

- エ 難病患者等居宅生活支援事業
- ii. 緊急通報体制の整備
- ア 緊急通報体制支援事業

③ 地域の助け合いの促進

- i. 外出支援サービスの充実
- ア 外出支援サービス事業
- ii. 助け合い活動の促進
- ア 愛の一声運動
- イ 友愛チーム・ふれあい訪問事業
- iii. ボランティア活動の促進
- ア ボランティア体制の整備

3. 一人ひとりが自立して暮らすための施策

① 居宅サービスの充実

- i. 訪問サービスの提供
- ア 訪問介護・介護予防訪問介護
- イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ウ 訪問看護・介護予防訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ii. 通所サービスの提供
- ア 通所介護・介護予防通所介護
- イ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- iii. 短期入所サービスの提供
- ア 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- イ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- iv. 地域密着型サービスの提供
- ア 夜間対応型訪問介護
- イ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ウ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- v. その他サービスの提供
- ア 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- イ 福祉用具購入費の支給
- ウ 住宅改修費の支給
- エ 居宅介護支援・介護予防支援

- ② 施設・居住系サービスの充実
 - i. 居住系サービスの提供
 - ア 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ii. 地域密着型施設サービスの提供
 - ア 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
 - イ 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - iii. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護療養型医療施設
- ③ サービスの質の向上
 - i. サービス提供体制の強化
 - ア 介護サービス適正化委員会
 - イ 介護支援専門委員会
 - ウ 介護相談員派遣事業
 - エ 相談体制の整備
 - オ 地域包括支援センターの設置
 - カ 地域包括支援センター運営協議会の設置
 - ii. 介護に関わる人材の能力向上
 - ア 要介護認定における公平性の確保
 - イ 適正な介護サービス計画作成

4. 老人福祉費と寿松苑の過去5年間の実績

① 老人福祉費

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(歳入)					
分担金及び負担金	45,434	41,032	38,639	35,661	34,333
国庫支出金	2,242,906	445,117	411,774	318,016	393,240
県支出金	91,009	81,100	39,141	37,624	25,939
使用料及び手数料	2,219	2,158	2,461	2,218	1,956
諸収入	95,325	35,890	25,650	5,213	5,358
繰入金	33,295	10,558	7,531	5,784	1,375
財産収入	—	0	0	—	6
市債	—	469,628	—	—	1,500
一般財源	3,101,624	1,350,091	989,501	1,247,395	1,329,463
歳入計	5,611,816	2,435,577	1,514,699	1,651,914	1,793,173
(歳出)					
報酬	4,963	5,050	4,924	4,755	4,958
共済費	627	642	596	578	627
報償費	23,392	24,031	23,779	23,747	22,363
旅費	489	387	349	233	298
需用費	9,650	8,532	8,295	7,908	8,343
(消耗品費)	2,792	2,533	2,533	2,430	2,685
(燃料費)	95	123	98	126	134
(食糧費)	3,480	3,494	3,752	3,798	3,613
(印刷製本費)	1,436	1,667	1,458	1,098	1,118
(光熱水費)	339	355	258	223	232
(修繕料)	1,505	358	194	232	559
役務費	3,547	3,922	3,302	2,748	2,729
(通信運搬費)	2,937	3,277	2,711	2,313	2,502
(手数料)	610	645	590	434	227
委託料	351,680	349,534	329,518	335,061	301,337
使用料及び賃借料	7,642	7,546	7,554	7,055	6,582
工事請負費	493	—	—	—	—
備品購入費	23,787	22,554	16,768	11,331	9,135
負担金、補助及び交付金	4,794,241	1,684,698	851,509	1,011,493	1,205,585
扶助費	301,251	298,632	248,060	246,967	231,175
貸付金	90,000	30,000	20,000	—	—
公課費	49	45	40	32	36
歳出計	5,611,816	2,435,577	1,514,699	1,651,914	1,793,173

② 寿松苑費

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(歳入)					
分担金及び負担金	37,649	32,754	33,363	34,039	30,107
国庫支出金	64,700	62,498	58,243	55,827	17
使用料及び手数料	12	13	14	13	13
諸収入	8,215	7,358	7,297	7,365	7,530
一般財源	173,261	175,809	179,038	151,937	201,016
歳入計	283,839	278,434	277,957	249,184	238,685
(歳出)					
報酬	674	674	1,262	17,246	18,234
給料	85,010	86,523	87,882	68,221	65,146
職員手当等	56,482	59,521	58,557	44,152	40,057
共済費	24,552	24,537	24,163	21,150	20,717
賃金	3,905	1,771	1,650	804	804
旅費	50	99	85	30	28
需用費	68,798	65,275	64,992	63,795	57,732
(消耗品費)	7,373	6,487	6,071	5,551	3,958
(燃料費)	7,616	7,825	7,820	9,706	11,147
(印刷製本費)	108	200	126	116	84
(光熱水費)	13,354	13,271	13,443	12,527	11,302
(修繕料)	2,120	2,010	2,868	1,891	1,488
(賄材料費)	38,224	35,479	34,662	34,001	29,751
役務費	2,105	1,778	2,288	1,782	1,961
(通信運搬費)	346	466	628	456	377
(手数料)	1,758	1,312	1,660	1,326	1,584
委託料	30,517	27,729	26,918	22,688	25,040
使用料及び賃借料	2,402	1,643	1,221	1,100	755
備品購入費	1,039	698	773	256	35
負担金,補助及び交付金	178	197	185	152	152
扶助費	8,112	7974	7,922	7,793	7,964
公課費	8	8	55	8	55
歳出計	283,839	278,434	277,957	249,184	238,685

5. 高齢者福祉を支える関係団体

- (1) 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 (昭和 56 年 10 月設立)
- (2) 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 (昭和 42 年 3 月設立)
- (3) 社団法人 岐阜市シルバー人材センター (昭和 56 年 2 月設立)

第3．外部監査の結果

監査の結果、高齢者福祉の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、以下に述べる事項については、監査の結果の内容を踏まえた改善を検討する必要がある。

I．歳入について

1．概要

岐阜市の高齢者福祉事業に関する歳入の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

内訳	老人福祉施設 管理運営事業	老人保護施設 措置事業	その他の事業	合計
分担金及び負担金	—	34,333	—	34,333
国庫補助金	1,047	—	392,193	393,240
県支出金	—	—	25,939	25,939
使用料及び手数料	1,956	—	—	1,956
諸収入	3,500	—	1,857	5,358
繰入金	—	—	1,375	1,375
財産収入	—	—	6	6
市債	—	—	1,500	1,500
一般財源	142,935	177,797	1,008,730	1,329,463
計	149,439	212,131	1,431,602	1,793,173

老人福祉施設管理運営事業とは、老人福祉センター（無料で、地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総括的に供与する施設）等の施設を主に委託料を通じて管理運営する事業をいう。また、老人保護施設措置事業とは、国の法令等に基づき、一定の条件を満たす老人を対象に養護老人ホームの入所措置をする事業をいう。

岐阜市の高齢者福祉事業の歳入は上記のとおり、一般財源・国庫補助金・県支出金が大部分を占めている。国庫補助金・県支出金については、国及び自治体のルールに従い所定の手続きを経て歳入されており、特段問題はなかった。

2. 外部監査の結果

(1) 老人福祉施設管理運営事業の諸収入について

① 概要

老人福祉施設管理運営事業では、岐阜市が所有する「ふれあいの館（白山）」の一部を「白山デイサービスセンター」へ間貸ししているため、岐阜市が負担している「ふれあいの館（白山）」の管理費用（委託料及び光熱費等）の一部を「白山デイサービスセンター」より徴収し、諸収入として計上している。

② 監査の結果

現在、老人福祉施設管理運営事業では、管理費用（委託料及び光熱費等）の一部を「白山デイサービスセンター」より徴収しているが、実際には岐阜市が所有している施設であるため施設の賃料も徴収する必要がある。

岐阜市の施設を利用しているのは「白山デイサービスセンター」のみであるが、その他岐阜市が老人福祉施設管理運営事業として関わっている団体については主に自主財源で施設を設置している。「白山デイサービスセンター」のみ施設費（賃料）を岐阜市が負担することは公平性に欠けるとともに、デイサービス事業も民間へ委託するという市の方針も鑑みれば賃料を市が負担することは整合性を欠くといえる。

従って、今後「白山デイサービスセンター」より賃料を徴収する必要がある。

(2) 施設措置事業における自己負担額の徴収について

① 概要

養護老人ホームの費用等（上記1. 表の「分担金及び負担金」の一部）については、入所者本人から徴収する場合と扶養義務者から徴収する場合がある。入所者本人から徴収する場合は国の費用徴収基準に基づき入所者の負担能力に応じた金額を計算し入所者から直接徴収している。入所者本人の徴収額が養護老人ホームの基準額に満たない場合に、不足額の範囲内で国の費用徴収基準に基づき扶養義務者の負担能力に応じた金額を計算し扶養義務者から徴収している。

平成18年4月1日現在の老人保護施設措置事業における自己負担額の滞納額は7,750,085円である。また滞納の結果、過去10年間に不納欠損処理額は、以下のとおりである。

過去の不納欠損の状況

(単位：千円)

年 度	老人保護措置費		短期入所利用者		ホームヘルプ サービス利用 者		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
8	4	173	1	10	—	—	5	183
9	8	732	5	140	1	7	14	880
10	17	1,157	8	228	—	—	25	1,385
11	14	1,205	6	256	—	—	20	1,462
12	16	497	11	446	4	68	31	1,012
13	38	1,960	20	954	7	158	65	3,072
14	116	2,657	45	380	13	87	174	3,124
15	80	2,305	124	1,527	11	40	215	3,873
16	76	3,251	100	1,119	24	269	200	4,640
17	64	1,324	64	717	—	—	128	2,042

上記のとおり、平成 17 年度は前年度とし比較して不納欠損処理額が減少しているが、それまでは、毎年増加している。

また、平成 17 年度の不納欠損処理の内訳は以下の通りである。

平成 17 年度不納欠損内訳

(単位：千円)

	金額	件 数	不納欠損処分理由	根拠法令	時効 年数
老人保護措置 費自己負担金	1,324	64	居住不明による 消滅時効完成	地方自治法第 236 条	5 年
老人短期入所 利用者負担金	717	64	居住不明による 消滅時効完成	地方自治法第 236 条	5 年
合計	2,042	128			

② 監査の結果

(ア) 老人保護施設措置事業における自己負担額の徴収手続について

岐阜市の老人保護施設措置事業における自己負担額の徴収手続では、各月ごとに債権が発生すると岐阜市より入所者（又は扶養者）へ納付書（1 ヶ月あたりの自己負担額のみ記載）を送付する。その後入金がない場合には、入金期限の翌月に督促状を発行する。なおも未入金の場合には、担当者が電話で連絡し、交渉が成立した場合のみ再度納付書を発行している。このため、毎回送付される納付書及び督促状

には単月分の請求金額しか記載されず、入居者（又は扶養者）は未納額の総額を把握していない可能性がある。

入居者（又は扶養者）が未納額の総額を把握していないと、延滞債権の回収が困難となり、結果として不納欠損（時効 5 年）される可能性がある。過去に年間 1, 2 回程度書面による債権残高通知を行ったことはあるが、上記趣旨に鑑み、今後毎月書面にて現在の債権残高（過去未納付を含む）を記載し、入居者へ残高を常時伝える必要がある。

（イ）不納欠損処理のルールについて

岐阜市の老人保護施設措置事業での不納欠損処理のルールが不明確である。地方自治法第 236 条では、債権の発生より 5 年経過した時点で不納欠損処理することとしているが、岐阜市では電話などで連絡が取れる状態（債務者が引越し等を行っていない）であれば、たとえ回収が全くされなくても不納欠損しないこととしている。民法第 147 条 3 号では、一部債権を回収した場合には、債務者には支払いの意思があり時効は中断される（大判大 8.12.26、大判昭 3.3.24）が、電話連絡可能の状態のみでは債務者の支払いの意思があるとは確定できないため、時効の中断は認められないと考えられる。現状の電話連絡可能状態を要件として不納欠損処理しないことは、実際には徴収が著しく困難な債権であっても、正常な債権に含有されてしまい、適正な財政状態を反映していないことになる。

従って、債権に係る最終の一部入金時より 5 年が経過した時点で不納欠損処理を行う等、不納欠損のルールを明確にするとともに、一部入金が確認された債権のみを不納欠損対象から除外し、債権に係る最終の一部入金時より 5 年が経過した債権については不納欠損処理をルールに従い実施する必要がある。

（ウ）債権回収努力の向上について

現在、岐阜市では債権回収業務として電話及び書面による督促を行っているが、上記の表に記載されているように、毎年多額の不納欠損を計上している。しかし、上記（イ）に記載されている通り、なるべく時効にならないような独自の解釈を行っているため、実際には不納欠損した金額以上に不良債権（長期滞納債権）が存在していると考えられる。

債権の回収にかかる不納欠損処理は、十分な回収努力を行った後なお回収が困難な債権について行うものである。不納欠損金額は少なくする必要があるが、上記（イ）のように解釈上の手段で不納欠損金額を少額にするのではなく、職員の債権回収努力を向上させることによる滞納額の減少により不納欠損金額を減少させる必要がある。高齢者福祉という特殊事情はあるが、具体的には電話及び書面だけでなく、実際に訪問またはサービスの停止等の手段を用いて少しでも回収できるよう努力する必要がある。

Ⅱ. 補助金について

1. 概要

岐阜市補助金等交付規則によれば、「補助金等」とは岐阜市が岐阜市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- ① 補助金
- ② 利子補給金
- ③ その他相当の反対給付を受けない給付金

補助金は、財源の面から岐阜市独自の補助施策に基づく岐阜市単独補助事業と国や県の施策に基づく補助事業に区分される。国や県の施策に基づく補助事業の補助金はその全額が岐阜市を通過するだけのものと、国や県の施策を岐阜市の施策として採用し、岐阜市が補助金として支出した場合にその一部を国や県が負担するものがある。また、補助の内容の面からは、補助対象事業の事業費を補助するものと補助対象団体等の運営費を補助するものに区分できる。

岐阜市では平成 17 年度に高齢者福祉に関する補助金を以下の通り支給している。

(単位：千円)

名称	支出先	金額
岩戸サンホーム運営費補助金	岩戸サンホーム	1,000
シルバー人材センター運営費補助金	岐阜市シルバー人材センター	13,860
各地区老人福祉大会補助金	各地区老人クラブ連合会	—
各地区敬老会運営費補助金	各地区自治会連合会	33,097
岐阜市社会福祉事業振興資金の融資に対する利子補助金	法人 10 施設	6,324
高齢者居室整備資金利子補給金	個人 2 名	33
岐阜市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金	法人 3 団体	629,790
老人クラブ連合会運営費補助金	岐阜市老人クラブ連合会	6,385
各単位老人クラブ運営費補助金	岐阜市老人クラブ連合会	30,412
ふれあいのまちづくり事業補助金	岐阜市社会福祉協議会	37,708
第 18 回全国健康福祉祭ふくおか大会 岐阜市出身者派遣補助金	岐阜市老人クラブ連合会	45
軽費老人ホーム事務費補助金	シャロームみわ ほか 10 施設	234,397
成年後見制度利用支援事業助成金	岐阜地方裁判所 ほか	54
住宅改修支援事業助成金	岐阜市社会福祉協議会 ほか	278
合計		993,387

2. 外部監査の結果

(1) 老人クラブ連合会運営費補助金

① 概要

目的	活力ある高齢社会を構築する上で、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度導入に伴い高齢者が主体となって活動していくことが、介護予防や相互の生活支援という観点からも重要視されている（国の補助対象となっている）。岐阜市老人クラブ連合会は、老人クラブの育成、相互間の連絡、調整及び老人福祉の推進に寄与することを目的としている。
根拠法令等	老人福祉法第 13 条第 2 項
開始年度	昭和 38 年度
補助事業の概要	岐阜市老人クラブ連合会は、岐阜市民福祉活動センター内に事務所を置き、岐阜市内の各地区老人クラブ連合会をもって組織する。 平成 17 年 4 月 1 日現在の会員数：33,114 人 単位クラブ数：528 クラブ 【活動の概略】 生活を豊かにする楽しい活動 健康づくり、高齢者スポーツ活動の推進 趣味、文化、レクリエーション 学習活動、リーダー研修 地域を豊かにする社会活動 友愛訪問、ボランティア活動 伝承活動、世代交流 生産、環境美化、リサイクル 提案、提言

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
補助金額	8,064	8,042	6,385

② 監査の結果

(ア) 要綱の作成及び補助金申請に関する伺書の記載について

補助金については、予算申請に基づき概算払いで支給し、以後確定決算である補助事業等実績報告書を入手して精算を行っている。岐阜市では当該補助金に対する要綱はなく、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成 4 年 3 月 2 日 厚

生事務次官通知)」を基礎に補助金額を計算している。

しかし、実際の補助金支給に関する意思決定等は岐阜市が行っているのであるから、岐阜市で要綱を作成することが望ましい。

また、補助金申請に関する伺書において、平成 17 年 4 月 1 日現在のクラブ数、会員数が誤って平成 16 年 4 月 1 日現在の数値が記載されていた。当該誤謬は補助金の支給金額等に影響を与えないが、公文書である以上正確な記載を行う必要がある。

(2) 各単位老人クラブ事業運営費補助金

① 概要

目的	活力ある高齢社会を構築する上で、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度導入に伴い高齢者が主体となって活動していくことが、介護予防や相互の生活支援という観点からも重要視されている（国の補助対象となっている）。地域単位で、各種地域活動を実施している老人クラブに対し、運営費の一部を助成する。
根拠法令等	老人福祉法第 13 条第 2 項 岐阜市単位老人クラブ運営費補助金交付要綱
開始年度	昭和 38 年度
補助事業の概要	60 歳以上の高齢者が 50 人以上集まって、健康・友愛・奉仕活動を実施している単位老人クラブを対象とする。 平成 17 年 4 月 1 日現在の単位クラブ数：528 クラブ 会員数：33,114 人 【活動の概略】 生活を豊かにする楽しい活動 健康づくり、高齢者スポーツ活動の推進 趣味、文化、レクリエーション 学習活動、リーダー研修 地域を豊かにする社会活動 友愛訪問、ボランティア活動 伝承活動、世代交流 生産、環境美化、リサイクル 提案、提言

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
補助金額	32,085	31,980	30,412

② 監査の結果

(ア) 活動内容の把握について

岐阜市では、当該補助金について「岐阜市単位老人クラブ運営費補助金交付要綱」に従い、各単位老人クラブ（平成 17 年度は 528 団体）に対して 1 単位クラブ当たり年額 57,600 円支出している。当該補助金は国庫補助対象額の 1/3 を国庫補助金として収入しており、1 単位クラブ当たり補助金支給年額 57,600 円も国のルールに従っている。

しかし、各単位老人クラブがどの程度活動しているかの把握について、岐阜市では 528 団体すべてのクラブについて事業等実績報告書を入手しているが、実際に領収書の確認をするなどの内容の吟味については行っていない。

補助金を支給する以上、各単位老人クラブの活動内容を把握し、定期的に一定数を抽出し領収書等の確認を行う必要がある。

(3) ふれあいのまちづくり事業補助金

① 概要

目的	福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、住民が主体となった地域福祉事業の充実を図り、住民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる「ふれあいのまちづくり」をめざす。
根拠法令等	なし
開始年度	平成 3 年 4 月 1 日
補助事業の概要	(1) ふれあい福祉センター事業 中央・南部・北部の三つのセンターを拠点として、地域活動コーディネーターを配置し、地域における保健福祉支援ネットワークの構築を進める。 常設・電話等による心配ごと相談、福祉専門相談等の相談事業を行い、福祉問題の解決や福祉ニーズの把握に努める。 (2) ふれあいネットワーク事業 小地域でのネットワークづくり事業として、社会福祉協議会支部が中心となり関係機関や団体との連携を取りながら地域福祉活動を推進し、ふれあいのある地域ネットワークの形成を図る。 (3) 地域福祉活動推進事業 「地域福祉活動計画」を推進するため、進捗状況や評価を行う機関を設置し、方向性をチェックする。また、関係機関等の連携を図るとともに、小地域でのネットワークづくりを図る。

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
補助金額	38,317	36,441	37,708

② 監査の結果

(ア) 要綱の作成及び効果の測定について

岐阜市は、岐阜市社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して、地域コーディネーター及び事務局の人件費を中心に補助金を支給しているが、岐阜市では当該補助金に関する要綱を作成していない。当該補助金は人件費補助を中心とした継続的な補助金であるため、要綱を作成することが望ましい。

また、コーディネーターの配置によるネットワーク作り、各種イベントを実施しているが、岐阜市では実施結果報告を受けるのみで、補助金支給に対する効果の測定が不十分である。岐阜市社会福祉協議会と協力し、例えば、アンケート等によるイベント内容に対する地域住民の感想を把握する等により効果の測定を実施する必要がある。

(4) 軽費老人ホーム事務費補助金

① 概要

目的	老人の福祉を増進するため、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホーム及びケアハウスの運営に要する経費に対し、予算の範囲内で社会福祉法人等に補助金を支出する。
根拠法令等	岐阜市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱
開始年度	平成 8 年 4 月 1 日
補助事業の概要	60 歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上）で、身体機能の低下等が認められ又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者で、かつ、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設（ケアハウス）の運営を行う。

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
補助金額	228,808	231,198	234,397

② 監査の結果

(ア) ケアハウスの利用状況及び社会福祉法人の事業の効率性について

岐阜市の補助対象先のケアハウスの利用状況及び利用者 1 人当たりの総事業費は以下の通りである。

施設名 法人名	定員	利用人数 (人月)	利用 割合	総事 業費 (千円)	利用者1人 当たり事業 費(千円)	補助金 支給金額 (千円)
シャロームみわ 三輪会	30 人	315.00	87.5%	47,324	150	22,791
サンライフ彦坂 豊寿会	15 人	144.00	80.0%	20,326	141	10,716
黒野あそか苑 岐阜龍谷会	15 人	174.00	96.6%	26,800	154	12,798
さくら苑 井ノ口会	30 人	344.00	95.5%	46,578	135	16,355
ロイヤルコート寺田 和光会	50 人	600.00	100%	66,561	110	21,541
やすらぎの里川部 誠広会	80 人	937.00	97.6%	84,876	90	29,076
エトワールずいこう 井ノ口会	50 人	587.00	97.8%	86,601	147	33,228
ラ・ポーレぎふ 幸紀会	30 人	360.00	100%	45,820	127	21,381
ささゆり みどり福祉会	30 人	352.00	97.7%	58,170	165	23,146
ウェルビュー明郷 千代田会	20 人	240.00	100%	46,850	195	28,031
大洞岐協苑 岐協福祉会	20 人	236.32	98.4%	32,664	138	15,329
計	370 人	4289.32	96.6%	562,576	131	234,397

上記の表にあるように、シャロームみわ、サンライフ彦坂の利用状況は90%未満となっており低い状態になっている。総事業費では人件費等の固定費が多く含まれているため、利用割合が低い社会福祉法人については固定費に相当する人件費及び設備費等を削減するよう助言し、結果として補助金の金額を減額するよう努力することが望ましい。

また、利用者1人当たりの総事業費は社会福祉法人によって大きく異なっているが、非効率な経営をしているために利用者1人当たり事業費が大きくなっている社会福祉法人についても固定費に相当する人件費及び設備費等を削減するよう助言し、結果として補助金の金額を減額するよう努力することが望ましい。

例えば上記の表にあるように、ウェルビュー明郷では利用者1人当たり事業費がやすらぎの里川部苑の2倍以上となっている。一般に定員が多い施設では、固定費の配賦割合が減少するため利用者1人当たり事業費は低くなるが、同一定員の施設でも一人当たり総事業費に差異が生じているため、これらの金額の乖離の原因を調査し、効率化のための助言を行い、結果として補助金額を削減できるよう努力する必要がある。

(5) 住宅改修支援事業助成金

① 概要

目的	介護支援専門員等が行う住宅改修支援に対し助成する。
根拠法令等	岐阜市住宅改修支援事業助成要綱
開始年度	平成6年4月1日
補助事業の概要	住宅改修支援事業として、介護保険事業の介護給付対象以外（個別に住宅改修のみを実施）のバリアフリー等への住居改装に伴う申請書類作成等のため、1件当たり2,000円の作成手数料を支給する。

過去3年の支給実績

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度
補助金額	422	352	278

② 監査の結果

(ア) 工事内容の確認について

岐阜市は、住宅改修支援事業として、介護保険事業の介護給付対象以外（個別に住宅改修のみを実施）のバリアフリー等への住居の改装費の一部を負担金として支給している。その支給に関する申請書類作成及びアドバイス等のために、1件当たり2,000円のコーディネーター等への作成手数料を当該補助金として支給している。

利用者が住宅改修に伴いコーディネーター等（法人）へ申請書類作成やアドバイスを依頼した場合、岐阜市は当該法人より提出された請求書（申請書）に基づき補助金を支給している。岐阜市では法人から送付される請求書と各個人の工事实績について、各個人から受け取る申請書（補修写真添付）を入手しており、当該申請書と請求書との照合を全件について実施している。

しかし、各個人からの申請書類及び工事实績の写真は原則入手しているが、申請書類の中には工事前の状態の写真が欠落しているものも複数散見された。また、岐阜市では実際の工事現場について視察は行っていない。工事前の写真が欠落してい

るものについては、過去にすでに工事が行われていた可能性もあるので、申請書類の正確性を確かめるため、サンプルで現場を抽出し実際に工事が実施されたか、またはどのように住宅が改良され、補助金の目的に合致しているかどうかについて確認する必要がある。

(6) 岩戸サンホーム運営費補助金

① 概要

目的	岩戸サンホームは、岐阜市内の軽費老人ホームとして最初に開設された施設（昭和 49 年）であり、当初は措置のような形態で市民を入所させ、今日に至っているという経緯がある。 定員 50 人のところ、現入所者 30 人であり施設の運営管理には、補助金が必要である。
根拠法令等	なし
開始年度	昭和 5 0 年 4 月 1 日
補助事業の概要	岩戸サンホームは、支出経費のなかで最も比率の高い人件費を抑制するなど経営努力をしているものの、収支の差額分を填補し正常な運営を行うには利用料を上げざるを得ない。 しかしながら、利用料の限度額を超えて設定することはできず、仮に可能であっても、平均年齢 80 歳の入所者にこれ以上の負担を強いることはできず入所者の福祉の向上を図るために、不足分を補助金として支出するものである。

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
補助金額	1,000	1,000	1,000

② 監査の結果

(ア) 補助対象について

現状、運営費の不足分を補助金として支出しているが、利用に対する費用は、利用者負担であり、本来、これに対して補助金を支給するべきではない。

過去の経緯等を鑑みれば、補助金を廃止することには、抵抗があると思われるが、金額も少額であり補助金を支出することの必要性について、検討が必要であると思われる。

(7) シルバー人材センター運営費補助金

① 概要

目的	社団法人岐阜市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付し、高齢者の福祉の増進と地域社会の発展に資することを目的とする。
根拠法令等	社団法人岐阜市シルバー人材センター運営補助要綱
開始年度	昭和56年1月7日
補助事業の概要	補助の対象となる事業は、次のとおりとする。 1. センターが行なう次の事業 (1) 会員の福利厚生に係る事業 (2) 会員の研修に係る事業 (3) 雇用斡旋事業 2. センターの円滑な事業運営のために必要な経費のうち、市長が必要と認めたもの (1) 人件費 (2) 職員活動費 (3) 会員の技能訓練に係る経費 (4) 備品購入等に係る経費 (5) 役員等の費用弁償にかかる経費 平成17年度シルバー人材センター事業執行方針 国庫補助対象経費の二分の一の額かつ国の予算の範囲内において交付することを基本とする。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の趣旨にかんがみ、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー人材センターの補助金の額とする。

過去3年の支給実績

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度
補助金額	17,120	17,120	13,860

② 監査の結果

(ア) 貸借対照表の入手について

補助金の支給を決定するにあたって、シルバー人材センターの年度の一般会計収支計算書及び支出財源内訳書等を入手し、補助対象の要否を検討している。しかし、補助金支給申請の際の検討資料として、貸借対照表を入手していない。

補助金額を決定するうえで直接には貸借対照表は必要ではないが、補助金支給先の財政状態が妥当であるかを検討することは重要であり、貸借対照表を入手する必要があると思われる。

(8) 各地区敬老会運営費補助金

① 概要

目的	永年にわたり、社会に貢献された高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために開催される敬老会の健全な運営を図ることを目的として行なわれる。
根拠法令等	岐阜市敬老会運営費補助金交付要綱
開始年度	平成11年4月1日
補助事業の概要	自治会連合会が開催する敬老会の運営費に対し、補助金を交付する。 補助金の交付限度額は、次に定める額を合算して得た金額とする。 (1) 100,000 円 (2) 76歳以上及び76歳になる高齢者の数に、850 円を乗じて得た金額

過去3年の支給実績

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度
補助金額	30,235	31,596	33,097

② 監査の結果

(ア) 補助事業等実績報告書について

補助事業等実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から1ヶ月を経過した日または事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早いほうと定められている。しかし、提出期限までに補助事業等実績報告書が提出されていない自治会連合会が7件あった。

要綱に定められている期限内に補助事業等実績報告書の提出を求める必要がある。

③ 意見

(ア) 出席状況について

高齢者に元気に敬老会に出席してもらうことが敬老会を実施する目的の1つであるから、出席という目的が達成されたかを確認する必要があると思われる。

従って、補助事業等実績報告書において、出席率等の報告も入手し、目的の達成度を検証することが望ましい。

(9) 社会福祉施設整備及び設備整備補助金

① 概要

目的	高齢者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人が行う小規模生活単位型特別養護老人ホームの施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内で法人に補助金を交付する。
根拠法令等	岐阜市民間老人福祉施設整備促進事業補助金交付要綱
開始年度	平成8年4月1日
補助事業の概要	(補助対象) 補助金の交付の対象は、地域における公的介護設備等の計画的な整備等の促進に関する法律及び、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定並びに地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づく市町村交付金及び都道府県交付金の交付の対象となる老人福祉施設とする。 (補助対象経費及び補助金の額) 補助金の額は、国要綱別表3の第1欄の区分ごとに地域介護・福祉空間整備等交付金交付額に2分の1を乗じて得た額から国交付額までの範囲で予算の範囲内で市長が定めた額を加えた額を法人ごとの整備床数で按分した額と、法人ごとの国要綱別表3の第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

過去3年の支給実績

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度
補助金額	279,963	438,324	629,790

平成17年度社会福祉施設整備及び設備整備補助金

(単位：千円)

法人名	種別	決算額	内国庫補助金	補助金支給額
誠広会	特別養護老人ホーム (やすらぎの里) 建設費	311,850	155,925	155,925
みどり福祉会	特別養護老人ホーム (あんきの家) 建設費	311,850	155,925	155,925
三輪会	特別養護老人ホーム アスベスト除去工事	6,090	3,044	3,044
	合計	629,790	314,894	314,894

② 監査の結果

(ア) 工事入札について

補助対象法人の設計業者選定の入札の際、公正な取引が行われるよう岐阜市の職員が立会を行っている。以下がその決定金額である。

消費税税抜金額（単位：千円）

施 設	設 計 業 務	監 理 業 務	合 計
誠広会	16,800	9,500	26,300
みどり福祉会	11,865	6,857	18,722

上記について、入札の対象となっているのは、設計業務金額のみであり、監理業務については、入札対象となっておらず、設計業務担当業者と監理業務担当業者は、同一業者となっている。

このような入札方法では、業者は、落札するために設計費を低くしても監理費を高くすれば採算が取れてしまい、競争入札の意味がなくなってしまう。従って、設計費と監理費の合計で入札を行うべきである。

③ 意見

(ア) 補助対象先の選定について

補助金の交付を受けるためには、事業者が申請を行う必要がある。平成17年度に社会福祉施設の建設にかかる補助金を申請したのは、誠広会とみどり福祉会の2法人のみであった。平成16年度は、申請が7件（補助対象となったのは、そのうち2件）あったのに対して、平成17年度は、申請が2件と申請が大幅に減少している。

これは、平成17年度は、国から補助金が交付されるかどうかは確定していなかったため、補助金がなくても建設を行なう意思と能力のある法人のみが申請者となり、例年に比べて2法人と申請者が少なくなったという経緯がある。

もし、確実に補助金が支給されるとわかっていれば、申請者は増加していた可能性があり、より有用な補助対象先が見つかったかもしれない。また、結果的には、補助金が支給されたため申し込みを行ったものが得をする結果となっており、公平性の見地から補助対象先が適正に決定されたとはいえない可能性がある。

本来は、申し込み時と条件が変更されているのであるから、改めて募集を実施し、再度審査を行うことが、有効性、公平性の観点から妥当であると思われる。

実務的には、補助対象先の審査には半年程度かかるため、国の方針決定後に再度募集を行うというのは無理であった。しかし、今後このような事態の可能性はあるため何らかの対策を検討する必要がある。また、補助金を支給する目的は、障害者、老人等の福祉の向上を図ることであり、国の方針如何にかかわらず、募集当初より市独自で補助金を支給することも検討する必要がある。

Ⅲ. 委託料について

1. 概要

(1) 委託料の支出状況

平成 17 年度における委託料の支出状況は、以下のとおりである。

(単位:千円)

名称	支出先	決算額
高齢者公衆浴場開放事業委託	岐阜市浴場協同組合	16,632
岐阜市老人健康農園事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	2,681
岐阜市老人福祉大会事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	1,400
岐阜市友愛チーム・ふれあい訪問運営事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	576
岐阜市三世代交流促進事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	405
健康・スポーツ活動普及事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	2,250
高齢者バス優待乗車券交付事業委託	岐阜市老人クラブ連合会	420
ふれあいの館白山管理運営及び事業運営委託	岐阜市シルバー人材センター	19,093
岐阜市高齢者要介護予防事業委託	岐阜市社会福祉協議会	5,090
岐阜市高齢者家族介護教室事業委託	岐阜市社会福祉協議会	780
岐阜市高齢者要介護予防事業委託	岐阜市医師会	2,350
岐阜市高齢者家族介護教室事業委託	岐阜市医師会	90
みやこ老人センターほか 6 施設管理運営委託	岐阜市社会福祉事業団	119,849
高齢者住宅等安心確保事業委託	岐阜市社会福祉事業団	3,143
岐阜市在宅介護支援センター運営事業委託	岐阜老人ホームほか 19	80,653
柳津町福祉会館管理委託等	岐阜市社会福祉事業団ほか	2,224
岐阜市配食サービス事業委託	岐阜繊維福祉協同組合ほか 6	21,401
岐阜市生きがい活動支援通所事業委託	岐阜老人ホームほか 17	2,523
岐阜市外出支援サービス事業委託	岐阜老人ホームほか 16	977
岐阜市生活管理指導短期宿泊事業委託	岐阜老人ホーム	53
岐阜市軽度生活援助事業委託	岐阜市シルバー人材センター	1,082
老人医療費情報総合管理システム保守点検委託	(株)インフォファーム	52
介護相談員派遣事業業務委託	岐阜市社会福祉協議会	4,263
岐阜市生活支援ハウス運営事業委託	高佳会	13,197
緊急通報センターパソコン保守点検業務委託	西日本電信電話(株)岐阜支店	148
	計	301,337

2. 外部監査の結果

(1) 指定管理者制度

① 概要

指定管理者制度 の趣旨	岐阜市老人福祉センター及びその他の施設の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市老人福祉センター条例第5条の規定に基づき、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とする。
契約期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日までの3年間 (柳津高齢者福祉センターは、3年1ヶ月)
監査対象	平成18年度から、指定管理者制度が導入されているため、指定管理者制度導入の効果については、不明であるが、その選定手続が平成17年度に実施されているため、その選定業務が、経済性、効率性、公平性の観点から、適切になされているかを検討した。

施設管理運営委託業務の公募の状況と過去の委託料は以下のとおりである。

(単位：千円)

番号	施設名	公募状況	16年度 実績	17年度 実績	17年度 予算	予定 金額	選定 金額	選定 業者
1	みやこ老人センター	非公募	26,870	21,189	32,287	22,001	21,730	A
2	和楽園	公募	15,065	11,997	12,522	11,709	10,828	A
3	友楽園	公募	11,749	11,195	12,186	10,875	9,488	C
4	西部福祉会館	公募	13,258	10,449	10,474	11,498	10,573	A
5	三楽園	公募	6,065	4,037	4,212	4,212	4,153	A
6	天満ホーム	募集 なし	8,100	7,137	7,235	—	—	直営
7	柳津高齢者福祉センター	条件付 公募	—	7,137	—	20,973	20,239	A
8	三田洞神仏温泉	条件付 公募	60,800	53,842	54,747	54,747	52,303	A
9	ふれあいの館 「白山」	非公募	23,496	19,093	19,266	15,658	15,188	B

7. 柳津高齢者福祉センター（平成 18 年 1 月 1 日に柳津町と合併したことに伴う岐阜市への移管事業であり過去のデータはない。また平成 17 年度のデータは、1 月から 3 月までの 3 ヶ月間の実績である。）及び 8. 三田神仏温泉は、施設管理とソフト的事業を合わせて実施する施設及び管理を代行する者の資格等に条件を付す必要がある施設であるということで条件付公募としている。

また、みやこ老人センター及びふれあいの館「白山」は施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設で、公募になじまない施設であるからということで非公募とされている。

※ 選定業者

- A、岐阜市社会福祉事業団
- B、岐阜市シルバー人材センター
- C、NPO

② 監査の結果

(ア) 公募の実施状況について

公募を実施した結果は、以下のとおりである。

(公募の状況)

施設名	公募者数	選定業者	契約年数
和楽園	3	岐阜市社会福祉事業団	3 年
西部福祉会館	3	岐阜市社会福祉事業団	3 年
友楽園	2	NPO	3 年

※ 上記以外の施設の応募者数は一業者のみである。

指定管理者の選定について、選定基準に基づき指定管理者選定委員会が、審査し選定を行っている。審査は、金額だけでなく、「公平性・透明性」「効果性」「効率性」「安定性、安全性」「貢献性」などの面から、総合的に判断されている。

指定管理者制度を導入した結果、全体的に委託料は、減少しており金額面からだけみれば、一応の成果があったといえる。

しかし、応募者は 1～3 業者と少ない。高齢者福祉事業という特殊性もあるが、公募条件の中に「岐阜市に事務所がある者」という項目があるため、限られた地域の業者のみが公募の対象となっていることも影響していると思われる。

今後は、公募条件を岐阜市に事務所がある業者に限定せず、広く一般に募集することを検討する必要がある。

(イ) みやこ老人センターの決算について

みやこ老人センターについて、平成 17 年度予算 32,287 千円に対して、決算額 21,189 千円であり、差額 11,097 千円が発生している。差額の主なものは、みやこ老人センター内に岐阜市社会福祉事業団が事務所を構えているため、そこでの光熱費、警備料等を一旦、みやこ老人センターの経費として支払いをするが、後日、岐阜市社会福祉事業団に請求しているためである。すなわち、予算額は総額、決算額は純額で計上されているためである。予算と決算は同一の基準で行うべきである。

(ウ) 寿松苑について

上記の表には、記載されていないが寿松苑は、市の直営となっている。寿松苑についても、有効性、効率性の観点から指定管理者制度等の対象とすることについて検討する必要があると思われる。

(2) 高齢者公衆浴場開放事業委託

①概要

事業の目的	70歳以上の高齢者のために毎月1回、公衆浴場を無料開放し、高齢者の孤独感を和らげ健康の保持、増進を図ること。
根拠法令等	岐阜市高齢者公衆浴場開放事業要綱
開始年度	平成8年4月1日
委託事業の概要	岐阜市浴場協同組合に委託して実施するもので、岐阜市内に住所を有する満70歳以上の人（6カ月以上の寝たきり高齢者を除く）を対象とし、シルバーカードを提示することによって、毎月15日は無料で入浴できる制度。 委託料は前年10月15日の入浴者数を参考に算定している。

過去3年の支給実績

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度
委託金額	18,865	16,632	16,632

② 監査の結果

(ア) 制度の有効性について

本事業委託の目的は、高齢者の孤独感を和らげ健康の保持、増進を図るものであり、その手段として公衆浴場の無料開放を行っている。この目的を達するためには、老人が浴場内において顔を合わせ、会話を楽しむ等のコミュニケーションが図られる場を提供する必要がある。そのためには、単に1ヶ月に1度無料開放するというだけでは効果が小さいと思われるので、例えば要介護予防事業の開催と組み合わせるなど、グループで入浴しやすい機会を提供することが望ましい。公費を有効に老人福祉に役立てるため、本事業委託の有効性について再検討の余地がある。

(イ) 委託料の算定について

委託料は、岐阜市浴場共同組合から前年10月15日の入浴者数の報告を受け、1浴場当たりの平均入浴者数を算定し、これに月数、入浴料金（一般公衆浴場の入浴料金以下で設定）及び浴場数を乗じて浴場1ヶ所当たりの委託料を算定している。例えば平成16年10月15日の入浴者は3,960名との報告であり、これを18ヶ所で除して12ヶ月及び350円を乗じて浴場1ヶ所当たりの委託料を算定している。

岐阜市では入浴者数を確認していないため、岐阜市浴場協同組合からの入浴者数の報告に誤りがあった場合、委託料が正しく算定されないことになる。適切な委託金額を算定するために、入浴者実績を正しく測定する方法について検討する必要がある。

(3) 岐阜市老人健康農園事業委託

① 概要

事業の目的	高齢者が余暇を利用して野菜等を栽培することにより、家族との融和を図り、健康で明るい生きがいのある生活を送ることに寄与することを目的として開設するもの。
根拠法令等	岐阜市老人健康農園運営要綱
開始年度	昭和 48 年 4 月 20 日
委託事業の概要	60 歳以上であれば誰でも利用でき、年間利用料 4,400 円で 1 区画(約 15 m ²) を利用できる(利用期間が 6 か月未満の場合は 2,200 円)。農園は長良・茜部・長森・黒野・岩・鷺山・早田・鷺山東・市橋・鷺山北・鷺山北第 2・長森東・福光南・厚見西の 14 農園、775 区画用意されている。

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
区画数	821	821	775
委託金額	3,011	3,059	2,681

② 監査の結果

(ア) 未利用土地について

平成 17 年度の委託料の内訳は、

- ・ 報償費 1,680 千円 (栽培指導者謝金 10 千円×12 か月×14 人)
- ・ 管理費 389 千円 (農業用器具購入費等)
- ・ 土地賃借料 611 千円 (利用部分 123,200 円、未利用部分 488,400 円)

であった。

賃借料が発生する土地は倉庫部分 56 区画と農園部分 775 区画があり、このうち農園部分 128 区画は未利用地となっている。岐阜市は土地の利用状況を見ながら使用が見込まれない箇所については適宜解約しているようである。しかし、利用者の選択により利用中の区画は同一箇所の中で分散していることから、未利用区画に対して支払う賃借料をさらに節約できる余地がある。

このためには、より一層の利用促進を図るとともに、利用区画が集約するよう促す等により、事業の効率化を検討すべきである。

(4) 岐阜市高齢者要介護予防事業委託・岐阜市高齢者家族介護教室事業委託

① 概要

事業の目的	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後を送れるよう介護予防教室等を開催するもの。
根拠法令等	岐阜市高齢者要介護予防・家族介護教室事業実施要綱
開始年度	平成 12 年 4 月 1 日
委託事業の概要	(1) 転倒予防教室（ねたきり防止を目的として、生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等を行ったり、生活環境及び習慣の改善指導及び支援を行う） (2) 認知症予防・介護教室（軽度の認知症性高齢者及びその家族を対象として、アクティビティケア（音楽活動、絵画、書道、演劇等）を実施する） (3) I A D L 訓練事業（自立支援を目的として、炊事・洗濯等の家事訓練教室や、生活環境及び習慣の改善の指導及び支援を行う） (4) 地域住民グループ支援事業（ボランティアで介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等を行う） (5) 家族介護教室（高齢者を介護している家族及び近隣の援助者を対象として、介護の方法、介護予防及び介護者の健康づくりの知識及び技術を習得させるための教室を開催する） (6) 運動指導事業（生活習慣病予防を目的として、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等運動をする習慣のない者に対する運動指導を実施する）

過去 3 年の相手先別支給実績

(単位：千円)

	支出先団体	15 年度	16 年度	17 年度
要 介 護 予 防	岐阜市社会福祉 協議会	4,798	5,011	5,090
家 族 介 護 教 室		780	780	780
要 介 護 予 防	岐阜市医師会	2,350	2,350	2,350
家 族 介 護 教 室		90	90	90

平成 17 年度における実績報告から、利用者一人当たりの委託料支払額を計算すると以下の表のようになった。

(単位：円)

		岐阜市社会 福祉協議会	岐阜市医師会
(1) 転倒予防教室	委託料単価 (円/回)	30,000	30,000
	実施回数 (回)	48	3
	委託料支払額合計 (円)	1,440,000	90,000
	参加人数 (人)	1,232	42
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	1,169	2,143
(2) 認知症予防・介 護教室	委託料単価 (円/回)	30,000	30,000
	実施回数 (回)	48	3
	委託料支払額合計 (円)	1,440,000	90,000
	参加人数 (人)	1,478	40
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	974	2,250
(3) I A D L 訓練事 業	委託料単価 (円/回)	30,000	30,000
	実施回数 (回)	48	12
	委託料支払額合計 (円)	1,440,000	360,000
	参加人数 (人)	1,121	165
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	1,285	2,182
(4) 地域住民グルー プ支援事業	委託料単価 (円/回)	30,000	30,000
	実施回数 (回)	26	3
	委託料支払額合計 (円)	780,000	90,000
	参加人数 (人)	726	46
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	1,074	1,957
(5) 家族介護教室	委託料単価 (円/回)	30,000	30,000
	実施回数 (回)	26	3
	委託料支払額合計 (円)	780,000	90,000
	参加人数 (人)	431	69
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	1,810	1,304
(6) 運動指導事業	委託料単価 (円/回)	—	107,500
	実施回数 (回)	—	16
	委託料支払額合計 (円)	—	1,720,000
	参加人数 (人)	—	213
	参加者一人当たり委託料 (円/人)	—	8,075

② 監査の結果

(ア) 各事業の開催場所について

参加者一人当たり委託料を岐阜市社会福祉協議会と岐阜市医師会とで比較すると、全般に岐阜市医師会によるものが高くなっている。これは、開催1回当たりの参加者数が岐阜市社会福祉協議会による開催の方が全体として多いためである。その理由は、岐阜市社会福祉協議会では市内の学校区で分散して開催しており、広範囲の高齢者に参加機会があるのに対して、岐阜市医師会による開催場所は岐阜市医師会ふれあいセンター1箇所のみであり、地理的に参加できる高齢者が限られるためであると考えられる。特にIADL訓練事業では、岐阜市医師会ふれあいセンターで12回（全60回の20%）もの開催があり、遠隔地の高齢者に対する便宜が考慮されていない。

平成18年度からは岐阜市社会福祉協議会との契約に一本化されており、岐阜市医師会ふれあいセンターでの問題は解消している、しかし今後も岐阜市社会福祉協議会が各地で実施する事業についても、公平性の観点から実施回数に偏りが生じないよう対応していく必要がある。

(イ) 運動指導事業の委託料単価について

岐阜市医師会に委託している運動指導事業の1回当たり委託料単価は、107,500円と他事業の委託料単価と比較して3.5倍以上に設定されている。また、他事業が指導員1人に対して多数の参加が可能なのに対して、運動指導事業は個別診断を行うため参加人数に制限があり、この結果、参加者1人当たりの委託料支出額は8,000円を超える状況となっている。

このように参加者1人当たりのコストが高く、しかも個人に対するサービス提供の性格をもつ運動指導事業を行政サービスとして実施することは、費用対効果の観点から有効な事業といえるか疑問である。

平成18年度からは岐阜市社会福祉協議会においても医学的専門知識を有する者の確保ができたことから、契約相手先を同協議会に一本化しているが、運動指導事業は継続して実施されているため、契約相手先に関わらず今後の契約に際しては、委託料単価の引下げについて協議し、コスト低減を図ることが望まれる。

(5) 在宅介護支援センター運営事業委託

① 概要

事業の目的	在宅の要援護高齢者（虚弱高齢者、ねたきり高齢者及び認知症高齢者）もしくは要援護となるおそれのある高齢者またはその家族の相談に応じ、各種の保健・サービスが総合的に受けられるよう各種機関との連絡調整を行い、地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者ならびにその家族の福祉の向上を図ることを目的としている。
根拠法令等	岐阜市在宅介護支援センター運営事業実施要綱
開始年度	平成2年11月1日
委託事業の概要	1 事業内容 (1) 在宅介護についての総合的な相談

	(2) 地域の要援護高齢者の実態などの把握 (3) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの広報 (4) 介護予防プランの作成 (5) 適切な介護予防サービス利用の支援 (6) 介護機器の使用などの相談及び指導 (7) その他必要な事業 2 設置場所 ①基幹型 1 か所	
	名称	担当地区
	基幹型在宅介護支援センター 岐阜市社会福祉協議会	市内全体（統括支援）
	②地域型 19 か所	
	名称	担当地区
	岐阜老人ホーム 在宅介護支援センター	日野、長森西、長森北、長森東
	在宅介護支援センター 光の園	岩野田、岩野田北、三輪南、三輪北
	在宅介護支援センター 大洞岐協苑	芥見、芥見東、芥見南
	県立寿楽苑 在宅介護支援センター	西郷、七郷
	在宅介護支援センター 平野	鷺山、黒野
	在宅介護支援センター いこいの里	岩、藍川
	在宅介護支援センター 寺田	合渡、城西、島
	在宅介護支援センター サワダ	長森南、厚見、加納、加納西
	在宅介護支援センター 白山	梅林、白山、華陽
	在宅介護支援センター サンライフ彦坂	方県、常磐
	在宅介護支援センター ライフプラン	綱代、則武、木田
	在宅介護支援センター 喜の里	三里、鶉、茜部、日置江
	在宅介護支援センター 岐阜市医師会	明德、徹明、木之本
	在宅介護支援センター 岩砂	長良、長良西、長良東
	在宅介護支援センター	鏡島、市橋、本荘

	やすえ	
	在宅介護支援センター いきいき	金華、京町
	在宅介護支援センター ちかいし	早田
	在宅介護支援センター みやこ	本郷
	在宅介護支援センター 柳津	柳津
3 委託料		
①基幹型在宅介護支援センター 統括事業 14,250,000 円		
②地域型在宅介護支援センター i 基本事業 2,775,000 円		
ii 実態把握 2,700 円/件 (年間予定件数 336 件/箇所)		
iii 介護予防プラン立案 2,000 円/件 (年間予定件数 50 件/箇所)		
4 利用料 無料		

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
施設数	18	19	20
委託金額	77,183	79,600	80,653

② 意見

(ア) 委託料の支払方法について

地域型在宅介護支援センターへ支払う委託料は、上記のとおり実態把握と介護予防プラン立案については、件数に単価を乗じて支払われるのに対して、それ以外の事業（（１）在宅介護についての総合的な相談、（３）各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの広報、（５）適切な介護予防サービス利用の支援、（６）介護機器の使用などの相談及び指導及び（７）その他必要な事業）については、すべて基本事業に含まれ、受託業者の積極性にかかわらず一律に一定額（2,775 千円）が支払われている。これは、「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日 老発第 654 号）に、地域型支援センターには社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか一人を常勤職員として配置することが定められているため、委託費も常勤職員の人件費をある程度補えるよう、基本事業部分が 2,775 千円に設定してあるものと思われる。

しかし、より質の高い高齢者福祉サービスを提供するためには、受託業者に対して報酬面で従量制にウェイトを置く等の動機付けがより有効であったと考えられる。なお、この制度は平成 18 年度から廃止されている。

(6) 岐阜市配食サービス事業委託

① 概要

事業の目的	在宅生活において食事の準備が困難な高齢者に、栄養バランスのとれた食事を自宅に届けるとともに、利用者の安否の確認を行う。
根拠法令等	配食サービス事業実施要綱
開始年度	平成 12 年 4 月 1 日
委託事業の概要	複数の契約業者がサービス利用者（おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で食事の準備が困難な高齢者）に対して、希望の曜日の昼食時と夕食時に、365 日体制で食事を届ける。 配達に際しては、安否の確認及び健康状態の観察を行い、必要に応じて関係機関との連絡、調整等を行う。 配食サービス事業者は、実績簿に配達時間を記録するとともに利用者の受領印ないし署名をもらい、また、実施報告書に配食数、利用人数等を記録し、これらを市長に提出する。 なお、平成 17 年度における契約業者数は 7 者であり、一食当たりの配送料契約単価は 100 円であった。

過去 3 年の支給実績

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度
配食数	223,267	221,470	207,238
委託金額	20,954	22,147	21,401

② 監査の結果

(ア) 安否確認について

配食サービス事業の高齢者福祉における重要な役割は、食事の配達もあるが、配食サービスを通じて高齢者の安否を確認することにもあると思われる。このため、正確な安否確認と迅速な連絡が行われなければ、本事業の目的は十分に達成されない。

本事業の実施要綱や仕様書を閲覧したところ、手渡しによる配食を原則としていることから、平常時の安否確認については有効に機能していると思われる。しかし、利用者が不在である場合の対応方法までは触れていないため、本人が体調を崩して倒れている状況では不在とみなされ、放置される危険性がある。

この事業の目的を十分に達成するためには、例えば利用者に不在時は「不在」の札を表示してもらい緊急時と区別できるようにし、「不在」の表示が無くしかも応答が無い場合には踏み込んだ安否確認をするといったもう一歩進んだサービスを利用者が選択できるようにすることが望ましい。

IV 扶助費について

1. 概要

(1) 平成 17 年度における扶助費の支出状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

名称	支出先	決算額
老人（69 歳）医療助成	平成 17 年 4 月 1 日廃止	39,324
はり・灸・マッサージ施術料助成	伊藤はり灸マッサージ治療院ほか	6,310
高齢者バス優待乗車券助成	岐阜乗合自動車㈱	123,039
緊急通報電話基本料金助成等	西日本電信電話㈱岐阜支店ほか	2,825
日常生活用具	㈱昭和電気ほか	10,074
住宅改善促進助成		29,956
外国人等高齢福祉金		4,810
家族介護用品支給	㈱美濃庄商店ほか	6,965
ホームヘルプサービス低所得者利用者負担助成	岐阜県国民健康保険団体連合会	2,656
社会福祉法人低所得者利用者負担助成	岐阜市社会福祉事業団ほか	988
社会福祉法人低所得者利用者負担助成（ユニット型）	社団法人井ノ口会ほか	4,223
	計	231,175

2. 外部監査の結果

(1) 高齢者バス優待乗車券助成事業

① 概要

社会参加のきっかけ作りのため、市内運行バスの乗車券（バスカード）を 70 歳以上の高齢者に交付している。バスカードは、一人当たり年間 4,800 円分が毎年 4 月に交付される。バス運行会社はバスカード利用者の実績を集計し、月ごとに岐阜市へ請求している。

最近 5 年間の利用状況は下表のとおりである。利用者数、利用金額ともに遡増しており、人口の高齢化により今後も増加が続くと予想される。扶助額が多額であり、岐阜市に与える財政的影響を無視できないことから、交付対象者や交付金額等の見直しが近く必要になると思われる、岐阜市も検討を行っている。

② 監査の結果

(ア) バスカードの配布方法について

財政上の問題から制度の見直しを行うに当たっては、単に交付対象年齢を引き上げたり、交付金額を減らすというのではなく、交付する必要性の無い人に交付しないで済むようなルール作りが必要である。

現在バスカードの配布方法は、岐阜市老人クラブ連合会に委託して、毎年4月に市内49か所の公民館等で1年分を交付している。70歳以上の高齢者は認印を押印するだけで一律にバスカードの交付を受けることができる。制度の趣旨が社会参加のきっかけづくりのためであるならば、十分に社会参加している人達までもが、70歳以上という理由だけでバスカードの交付を受け、これを通勤等に利用できるという状況は望ましくない。また、バスカードを必要としない高齢者が他の高齢者に譲渡することで、一定の高齢者だけが集中的にバスを利用できるという制度的不備も存在している。

岐阜市の財政的負担を軽減しつつ有効な福祉制度として運用していくためには、バスカードの交付方法の見直しや、交付条件の追加、さらには本人だけが利用できるような仕組みづくり等について、検討する必要がある。

過去5年の支給実績

(単位：円)

年度	バスカード 交付枚数	利用延人数	金額	平均利用額
13	52,716	39,265	111,416,189	2,837
14	55,429	41,609	115,010,762	2,764
15	57,443	43,047	121,437,668	2,821
16	59,157	44,148	120,346,543	2,725
17（予算）	62,855	48,084	128,902,000	2,680
17	61,882	48,323	123,039,606	2,546

(2) 住宅改善促進助成事業

① 概要

在宅の高齢者に住みよい住環境を提供し、介護する家族の負担を軽減するため、住宅改善に必要な費用を助成するものである。

過去5年の支給実績

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
1 3	25,339	1 6	40,348
1 4	40,435	1 7	29,956
1 5	38,753		

<助成額>

助成限度額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の規定による居住介護住宅改修支給限度基準額の20万円のうち利用可能額を控除する。また、生計中心者の前年所得税課税額により助成率が異なる。

<助成率>

世帯の階層区分		助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		100%
生計中心者が前年所得税非課税世帯		100%
生計中心者の前年	30,000 円以下の世帯	80%
所得税課税年額	30,001 円以上 140,000 円以下の世帯	60%

② 監査の結果

(ア) 予算実績分析について

予算 46,800 千円に対して、実績額が 29,956 千円と大幅に少なかった。しかし、予算を大幅に下回った原因について、明確な分析がなされていない。また、過年度に比べても、平成17年度は、大幅に実績金額が減少しており、減少理由について、原因分析が必要である。

V. 寿松苑について

1. 概要

(1) 寿松苑の概要

寿松苑とは、岐阜市が設置及び直接運営している養護老人ホーム（65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設）である。

① 施設の目的と使命

寿松苑は、65歳以上の身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護の困難な方を入所させる福祉施設としての「養護老人ホーム」事業と、平成12年4月1日から施行された介護保険法の要介護認定で非該当と判定された方を対象として、「生活管理指導短期宿泊」事業を行う在宅福祉の支援の施設である。

当苑としては、高齢者福祉の充実に貢献するため、地域に開かれ、地域から信頼

され愛される施設としての役割を自覚し、高齢者福祉推進の主導的役割を果たすことを目的としている。

そのため、人間としての尊厳と社会連帯の思想（ノーマライゼーション）を基本理念とし、自主性と誠実を旨として、公平かつ公正な施設運営を図ることを使命としている。

② 施設の概要

名称	寿松苑
所在地	岐阜市椿洞1089番地1
設置者	岐阜市
運営主体	岐阜市
定員	100名（2人部屋40室・1人部屋20室）
職員数	23名（嘱託医・嘱託員を含む）
敷地面積	8,640.00㎡
施設種別	老人福祉施設
養護老人ホーム定員	100人（2人部屋40室、個室20室）
ショート専用床	8床

③ 施設の沿革

昭和23年3月木造平屋建（168.3㎡）、収容定員15名の施設を創設し、岐阜市厚生事業協会が実施主体となって運営を始めたが、昭和25年8月岐阜市に移管、以後増改築を重ね定員100人入所の養護老人ホームとして運営してきた。平成4年4月には岐阜市の北部に位置する椿洞の地に全面改築し養護老人ホーム事業に加えて、在宅福祉を支えるデイサービス事業とショートステイ事業を実施した。

平成12年4月、介護保険法の施行と同時にデイサービスの運営については、岐阜市社会福祉事業団に移管するとともに、ショートステイ事業については、介護保険制度に該当しない高齢者を対象とした「生活管理指導短期宿泊事業」を実施し、現在に至っている。

④ 変遷の状況

昭和23年度	生活保護法による施設として認可定員15名で開設、日野養老院と称する。		
昭和24年度	増築により認可定員	30名	（昭和25年8月 岐阜市に移管）
昭和26年度	〃	40名	
昭和27年度	〃	50名	
昭和28年度	〃	70名	
昭和38年度	老人福祉法の制定により老人福祉施設となる		
昭和40年度	仏間増設		

昭和44年度 全面改築第1期工事完成
 昭和45年度 日野養老院を寿松苑に改称、第2期工事完成
 昭和46年度 全面改築工事(第1・2期)完成により認可定員100名
 昭和50年度 集会室(兼仏間)改築
 平成4年度 岐阜市椿洞に移転全面改築、認可定員100人、デイサービス事業、ショートステイ事業開始
 平成12年度 介護保険法施行により、デイサービス事業を岐阜市社会福祉事業団に移管するとともに、「生活管理指導短期宿泊事業」実施、調理部門外部委託

⑤ 福祉サービス提供の基本方針

- (ア) 基本的人権を尊重し、親切丁寧を旨として、利用者とのコミュニケーションを重視したサービスを行う。
 (イ) 利用者の自主性を重んじ、利用者の自己決定に基づいた自立支援を行う。
 (ウ) 利用者が、健康でゆとりと生き甲斐をもち、安心して暮らせる生活の場とする。
 (エ) 家族や地域に情報を提供・開示し、相互の信頼と連携を深める。
 (オ) 地域の多様な福祉ニーズに応え、地域における福祉拠点としての役割を担う。

⑥ 食事及び医療

老人にとって何より楽しみの一つである食事は、栄養の確保と老人の嗜好調査を加味した四季折々の、老人にふさわしい食事を提供している。

医務室において、週2回嘱託医により診察を行い、看護師は、日頃健康相談、疾病予防等の健康の保持に万全を期している。又病弱のため看護を要するときは、静養室に入室させ看護師、寮母が看護にあたり、必要に応じて入院の手続きをしている。

⑦ 職員の構成

〈平成18年4月1日現在〉

苑長	事務員	生活指導員	看護師	寮母	栄養士	医師	合計
1人	2(1)人	2人	1人	15(7)人	1人	1(1)人	23(9)人

() 内嘱託再掲

⑧ 市町村入所者

	岐阜市	合計
男	20人	84人
女	64人	

⑨ 年齢別入所者数

(単位：人)

年 齢 区 分	男	女	計	年 齢 区 分	男	女	計
60歳未満	0	0	0	75歳～80歳未満	6	16	22
60歳～65歳未満	0	0	0	80歳～85歳未満	8	11	19
65歳～70歳未満	0	7	7	85歳～90歳未満	3	9	12
70歳～75歳未満	3	10	13	90歳以上	0	11	11

区 分	男	女	平均年齢
最高年齢	89歳	100歳	80.3歳
最低年齢	70歳	68歳	
平均年齢	79.9歳	80.5歳	

⑩ 平成17年度 年間行事

	行 事 予 定	保 健 衛 生 等
4月	お花見	
5月	春の遠足 青葉の会（4月下旬～6月上旬）	尿検査 市看護学校 研修
6月	防災訓練	長谷川式痴呆調査 個人処遇個人表作成
7月	風船バレーボール大会	胸部レントゲン検査 ADL調査 -検便（職員）-
8月	盆踊り大会	検 便（居住者）
9月	敬老会 秋季苑物故者追悼式 防災訓練	すこやか検診 （血液検査・尿検査・心電図）
10月	寿松苑運動会 秋の遠足	残滓調査・嗜好調査 岐阜市新人職員研修
11月	芋煮会 紅葉の会（10月中旬～11月）	-検便（職員）- インフルエンザ予防接種
12月	忘年会 夜間防災訓練 年末大掃除	
1月	初 詣 広報誌発行	
2月	寿松苑作品展	検 便（居住者） ADL調査
3月	春季苑物故者追悼式	
定例行事	居住者懇談会 毎月〔全体会〕 棟 別〔随時〕	診 察 日 毎週火・金 血圧・体重測定 毎月1回

(2) 決算書

寿松苑の平成 17 年度 事業活動収支決算は以下の通りである。

科目		細目	金額 (千円)
歳入	分担金及び負担金		30,107
	国庫支出金		17
	使用料及び手数料		13
	諸収入		7,530
	一般財源		201,016
	計		238,685
歳出	報酬		18,234
	給料		65,146
	職員手当		40,057
	共済費		20,717
	賃金		804
	報償費		—
	旅費		28
	需用費	消耗品費	3,958
		燃料費	11,147
		食糧費	—
		印刷製本費	84
		光熱水費	11,302
		修繕料	1,488
		賄材料費	29,751
		計	57,732
	委託料		25,040
	役務費	通信運搬費	377
		手数料	1,584
		計	1,961
	使用料及び賃借料		755
	備品購入費		35
	負担金、補助及び交付金		152
	扶助費		7,964
	公課費		55
	計		238,685

(3) 事業内容

① クラブ活動

クラブ活動を通して、ふれあいと笑いのある楽しい場をはぐくみ、もって心身の機能の減退を予防し、さらに残存能力を活用して、健康で生きがいのある余生を過ごさせるため積極的な参加を勧めている。

クラブ加入者状況

ク ラ ブ 名	参 加 者 数
ド ラ イ ブ	27 人
散 歩	24 人
カ ラ オ ケ	19 人
ス ポ ー ツ	20 人
習 字	13 人
ビ デ オ	11 人
折 り 紙	11 人
合 計	125 人

② 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で非該当（自立）とされた、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、病気ではないけれど体調が不良な状態に陥った場合など一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導等支援を行ない、要介護状態への進行を防止する。

③ ボランティア活動

ボランティアの積極的な受入れにより、施設の活性化を進める。

(ア) 個人

当苑内の喫茶店手伝い…7人、音楽療法…2人、歌指導…1人、
絵手紙指導…1人、散歩…1人

(イ) 団体

苑内清掃活動…日赤奉仕団等4団体、中学校、高等学校クラブ各1団体

その他苑行事の応援、幼稚園、保育所、小学校、中学校との交流の場として活用されている。

2. 外部監査の結果

(1) 入所料（自己負担金）の徴収延滞状況及び徴収遅延に伴う延滞金について

① 概要

岐阜市では入所者に対して「老人保護措置費の国庫負担（費用徴収基準）の取扱い細則について（昭和 63 年 5 月 27 日）」に基づき自己負担額を徴収している。自己負担金の徴収手続は、寿松苑職員が入所者の預金通帳を預かり、寿松苑職員が岐阜市より送付される納入通知書に基づき指定された納期限までに指定された金額を振り込んでいる。

岐阜市では上記の自己負担金については納期限を基準に調定し経理処理している。従って、平成 17 年度の上記自己負担金については、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の間に納期限が到来するものについて分担金及び負担金として歳入計上され、納期限までに入金されないものについては未収入金として計上されている。

また、岐阜市では市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金について、「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 25 年 11 月 1 日 条例第 28 号）」に準拠することとしている。寿松苑入所料自己負担額は、当該市税以外の諸納付金に該当するため、上記条例の適用をうけ準拠することとなっている。条例には下記のように記載されている。

【市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 25 年 11 月 1 日 条例第 28 号）】

第 1 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 2 項の規定により、市税以外の諸納付金を指定期限内に納付しないものがあるときは、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

第 5 条

延滞金は納付金額が 100 円以上であるときは（100 円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）、督促状に指定した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金が 10 円未満である場合においては、これを徴収しない。

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）】

第 231 条の 3

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第 231 条の 3 第 2 項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

② 監査の結果

平成 17 年度に岐阜市へ納付すべき金額のうち以下のものについて延滞していることが判明した。

(ア) A 氏（個人に支払い義務があり、かつ資金繰りが困難であり延滞する傾向にある）
(単位：円)

内容	自己負担額	納期限	実際入金日	延滞金相当額
平成 17 年 3 月分	47,800	H17 年 4 月 27 日	H17 年 6 月 24 日	831
平成 17 年 4 月分	47,800	H17 年 6 月 17 日	H17 年 6 月 24 日	100
平成 17 年 5 月分	47,800	H17 年 6 月 28 日	H17 年 8 月 18 日	731
平成 17 年 6 月分	47,800	H17 年 7 月 26 日	H17 年 8 月 18 日	329
平成 17 年 7 月分	47,800	H17 年 9 月 6 日	H17 年 10 月 24 日	688
平成 17 年 8 月分	47,800	H17 年 9 月 28 日	H17 年 10 月 24 日	372
平成 17 年 9 月分	47,800	H17 年 10 月 26 日	H17 年 12 月 19 日	774
平成 17 年 10 月分	47,800	H17 年 11 月 28 日	H17 年 12 月 19 日	301
平成 18 年 2 月分	47,800	H18 年 3 月 28 日	H18 年 4 月 25 日	387
合計	430,200			4,513

(イ) 扶養義務者による延滞

平成 17 年度末現在滞納額
(単位：円)

納入義務者	入居者	H16 年度以前 発生額	H17 年度 発生額	合計滞納額
B 1 氏	B 2 氏	214,700	121,500	336,200
C 1 氏	C 2 氏	148,500	208,800	357,300
合計		363,200	330,300	693,500

上記については、扶養義務者が支払うこととなっている。

(ウ) 寿松苑職員の事務手続遅延を起因とする延滞
(単位：円)

内容	自己負担額 合計	納期限	実際入金日	延滞金 相当額
平成 17 年 6 月分 48 人分	2,063,600	H17 年 7 月 26 日	H17 年 7 月 28 日	1,238
平成 17 年 8 月分 47 人分	2,007,600	H17 年 9 月 28 日	H17 年 9 月 30 日	1,204
平成 17 年 9 月分 47 人分	2,007,600	H17 年 10 月 26 日	H17 年 10 月 31 日	3,011
平成 17 年 10 月分 48 人分	2,019,425	H17 年 11 月 28 日	H17 年 11 月 30 日	1,211
平成 17 年 11 月分 48 人分	2,019,425	H17 年 12 月 27 日	H17 年 12 月 30 日	1,816
合計	10,117,650			8,480

上記（ア）についてはA氏の資金繰りが悪化しているため、自己負担額の財源が確保できず延滞する傾向にあるとのことであった。

上記（イ）については入居者の施設費のうち扶養義務者分が負担するものに関する延滞であるが、上記滞納の事実について、入所者及び寿松苑事務担当者に岐阜市より通知がなされていない。入所者及び寿松苑事務担当者は、滞納しているという事実すら把握できない可能性がある。従って、滞納料金の回収を行うためには、岐阜市より寿松苑事務担当者に連絡を行い、寿松苑事務担当者から入所者に扶養義務者の所在を確認することで、督促を行うべきである。

寿松苑では入居者の通帳を預かり、寿松苑職員が入居者の自己負担額の振込み作業を代行している。上記（ウ）については自己負担額の徴収事務手続を代行している寿松苑職員の事務手続遅延を起因とする延滞であり、平成17年度では10,117,650円が納期までに納付されなかった。寿松苑では、入居者の通帳を預かり納付業務の代行も職員の業務としているため、職員の事務手続の遅延による延滞は本来あるべきものではなく、寿松苑職員は納期限を強く意識し、今後延滞が発生しないよう努力する必要がある。

また、上記の延滞債権については岐阜市では「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和25年11月1日 条例第28号）」に定められている延滞金を徴収しておらず、また事務手続を行う寿松苑職員も延滞金徴収手続を実施していない。岐阜市では、入所料（自己負担金）については地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項に定める「その他の普通地方公共団体の歳入」に該当しないという解釈で「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例」の適用外としている。しかし、上記解釈の論拠は乏しく、入所料（自己負担金）については老人福祉法第28条に負担金を徴収する旨の定めがあり法律で徴収することが定められているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項に定める「その他の普通地方公共団体の歳入」に該当すると考えられる。

従って、岐阜市では延滞金について、その徴収が条例で定められているため、条例違反とならないよう延滞金を徴収する必要がある。

（2） 賄材料費（需用費の内訳）について

① 概要

寿松苑では、入所者の給食材料費及び弁当等について賄材料費として歳出している。

② 監査の結果

寿松苑では、入所者の給食材料費及び弁当等について賄材料費として歳出しているが、購入材料内訳を確認した結果、以下のものが含まれていた。

平成 18 年 3 月の賄材料費の一部

(単位：円)

購入日	内容	単価	金額
H18 年 3 月 11 日	飛騨牛しゃぶしゃぶ用	6,000 円/kg	31,200
H18 年 3 月 15 日	飛騨牛スライス	4,000 円/kg	10,400
H18 年 3 月 31 日	飛騨牛スライス	4,000 円/kg	8,800

平成 17 年度賄材料費月別発生額

(単位：千円)

発生月	金額	発生月	金額
4 月	2,579	10 月	2,531
5 月	2,637	11 月	2,548
6 月	2,182	12 月	2,676
7 月	2,403	1 月	2,752
8 月	2,533	2 月	2,037
9 月	2,491	3 月	2,376
		年計	29,751

寿松苑が賄材料費として購入している牛肉は 1 年を通じて飛騨牛を中心に使用している。寿松苑では高級和牛を使用する理由として、入居者の多くが肉を好み、入居者の希望により飛騨牛を多く利用しているとのことである。

寿松苑は、65 歳以上の経済的等の理由により、居宅において養護の困難な高齢者を入所させる福祉施設であり、入居者の多くは経済的に豊かでない高齢者が占めている。岐阜市が当該施設を運営する目的は、上記のように経済的等の理由により生活が困難である高齢者に対する福祉活動として行政が介入することにある。本来、上記にあるとおり当該施設の設置理由を勘案すると賄材料費に高級食材を頻繁に使用することは設置趣旨に適合していないといえる。寿松苑は岐阜市が運営主体であり、高級食材を含む運営費等について市税で賄われているため、施設設置趣旨に照らして妥当な水準の食材等を使用すべきである。

また、賄材料費として平成 17 年 4 月 12 日に花見用の弁当を 103 個購入している。単価は 1 個当たり 1,500 円、人数は 99 人であり食中毒検査用 1 個を除いても 3 個余分に購入している。経済的等の理由により生活が困難である高齢者に対する福祉活動としては高齢者用弁当の単価が社会通念上の市場価格より高価であり上記飛騨牛と同様に施設設置の趣旨に適合していないといえる。また、余分に購入した 3 個についても処分しているため注文個数も正確な注文を行い市税が流出しないように努める必要がある。

(3) 人件費について

① 概要

寿松苑では、施設の管理運営のため、岐阜市職員及び嘱託職員が採用されている。人件費は寿松苑の歳出金額の約 60%を占めており、財政に与える影響が大きいといえる。

過去 5 年間の寿松苑の職員構成及び施設入居者の推移は以下の通りである。また、職員数を基礎に各年を通した全職員の勤務時間の合計を集計してみた。

職員構成

(単位：人)

内訳	H14 年 4 月 1 日	H15 年 4 月 1 日	H16 年 4 月 1 日	H17 年 4 月 1 日	H18 年 4 月 1 日
苑長	1	1	1	1	1
事務員	2	2	2(1)	2(1)	2(1)
生活指導員	2	2	2	2	2
看護師	1	1	1	1	1
寮母	13	13	15 (6)	15 (6)	15 (7)
栄養士	1	1	1	1	1
医師	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
合計	20(1)	20(1)	23(8)	23(8)	23(9)
1 年当たり 勤務時間合計	39,780 時間	39,780 時間	42,185 時間	42,185 時間	41,665 時間

() 内は嘱託職員

入居者の推移

(単位：人)

内訳	H14 年 4 月 1 日	H15 年 4 月 1 日	H16 年 4 月 1 日	H17 年 4 月 1 日	H18 年 4 月 1 日
男	28(1)	27(1)	26(1)	23(1)	20
女	69	64	69	67	64
合計	97	91	95	90	84

() 内は他の市町村より受入

②監査の結果

寿松苑では、上記の表の通り入居者数が近年減少傾向にある。しかしながら、職員等の人数及び作業時間は減少しておらず、人件費が多く歳出されている。寿松苑では現在、職員から嘱託職員への切り替えを行っており、1 日当たりの作業時間の少ない人員への移行が行われている。今後、入居者数の動向を見守りながら、入居者人数が今後も減少するのであれば、より効率的な嘱託職員を含めた職員の配置を行い、人件費を低く抑えるよう努力する必要がある。

(4) 生活管理短期宿泊事業について

① 概要

事業の目的	社会生活適応能力が欠如しているひとり暮らしの高齢者等が要介護状態となることを予防するため基本生活習慣を確立することを目的として、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導及び支援を行う生活管理指導短期宿泊事業を行う。
根拠法令等	岐阜市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱
開始年度	平成12年4月
事業の概要	要介護認定で非該当（自立）とされた、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、病気ではないけれど体調不良になるなど一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導等支援を行う事業である。 ショートステイ（短期宿泊）事業は、専用部屋で8床という規模で運営されている。 岐阜市の直営で当該事業を行っているのは当苑のみである。

	15年度	16年度	17年度
利用見込み	105人日	35人日	30人日
利用実績（延べ人数）	32人日	4人日	16人日
利用実績（人数）	1人	1人	1人
予算額	1,698千円	782千円	700千円
実績額	665千円	696千円	703千円

② 監査の結果

(ア) 生活管理短期宿泊事業の必要性について

平成16年度及び平成17年度の利用実績は、4人日及び16人日であり、利用見込みに比べて、大幅に少ない。また、利用人数は、過去3年間で3人と、極端に少ない。専用部屋で8床という規模を持ちながら、上記の利用実績では、年間で相当程度の遊休が発生していると思われる。

上記のとおり、利用実績が少なくなっているのは、民間の介護サービスの普及や、短期宿泊事業そのもののニーズが少なくなっている等の理由が考えられる。今後は、事業そのものの必要性について、検討する必要がある。

(5) 固定資産管理について

① 監査の結果

(ア) 固定資産管理について

固定資産台帳と固定資産の現物を照合して現物を確認するという規定がなく、固定資産の現物確認作業が実施されていない。固定資産の現物確認作業は単に実在性を確かめるだけではなく、固定資産の稼動状況や維持管理状況も把握することが出来る重要な作業である。従って、規定を設け適時に現物管理を実施することが重要である。

(6) 委託料について

① 概要

寿松苑のさまざまな業務について、基本的には、指名競争入札により、業者を選定し、委託料として支出を行っている。以下がその概要である。

過去3年間の推移

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度
委託料	26,918	22,688	25,040

以下は、平成17年度の委託料の予算と実績の内訳である。

(単位：千円)

項 目	契約方式	予算 (予定金額)	実績 (落札金額)	差額	落札率 (%)
①夜間警備委託	随意契約	3,219	3,219	—	—
②し尿浄化槽維持管理委託	指名競争	678	651	27	96
③火災非常時通報装置保守点検委託	指名競争	63	60	3	95
④自家用電気工作物保守点検委託	指名競争	210	207	3	98
⑤消防設備保守点検委託	指名競争	556	556	—	100
⑥昇降機保守点検委託	随意契約	478	478	—	—
⑦空調設備保守点検委託	指名競争	1,596	1,596	—	100
⑧自動制御機器保守点検委託	指名競争	1,417	1,417	—	100
⑨地下タンク及び埋設管保守点検委託	指名競争	110	110	—	100
⑩ボイラー保守点検業務委託	指名競争	257	257	—	100
⑪建物清掃業務委託	指名競争	1,995	1,995	—	100
⑫調理業務委託料	指名競争	11,340	14,490	△3,150	127
合計		21,923	25,040	△3,118	

上記について、①夜間警備委託及び⑥昇降機保守点検委託については、随意契約となっている。①夜間警備委託については、当初、指名競争入札であったが、予定価格に達せず、やむをえず随意契約とした。⑥昇降機保守点検委託については、保守点検業者は、昇降機製作会社であり、昇降機製作会社と保守点検会社が同じであったほうが、適切であるという理由から、随意契約としたとのことである。ちなみに前年度は、同じ会社が 479 千円で契約している。

② 監査の結果

(ア) 支出負担行為書の記載について

①夜間警備委託にかかる支出負担行為書において、契約方式が、実際は随意契約であるにもかかわらず、指名競争であるとして決裁が行われていた。

支出負担行為書は、契約の決裁を行う重要な書類であり、そのなかでも特に随意契約であるのか、指名競争であるかは、契約の重要事項であり、実態と合致していない記述をした書類を使用して決裁を行ったことは妥当とはいえない。

実際の契約方式を正しく記載し、適切な決裁を行う必要がある。

(イ) 予算超過処理について

委託料の合計について、予算額が 21,923 千円であったのに対して、決裁額が 25,040 千円と 3,118 千円も予算を超過することとなった。

この主な理由は、⑫調理業務委託料について、落札額が、予算額を大幅に超過してしまったためである。これは、前期に落札した業者が、過度に低廉な金額で落札したため、それを基準に当年度予算を設定したところ、その金額では、落札業者が存在せず、やむなく予定金額を引き上げて入札を行った結果、予算をオーバーしてしまったという経緯がある。これについては、需用費の賄材料費より流用することで対処した。

今後は、予算を設定する際、前年度のみを参考とするのではなく、落札金額が妥当な金額であるかについても検討を行い、適切な予算を設定する必要がある。

また、予算不足分については、需用費の賄材料費より流用しているが、流用金額は、賄材料費の予算総額 33,953 千円の 10%程度であり、これほどの金額を流用できたというのは、当初の賄材料費の予算が過大であった可能性がある。

今後は、適切な見積もりに基づいて予算を設定する必要がある。

(ウ) 落札率について

概要に記載した表のとおり、ほとんどの契約が予定金額と落札額が同額もしくはそれに近い金額、すなわち落札率が 100%近いという結果となっている。

この要因について、岐阜市の担当者によれば、「予定金額は前年度落札額をそのま

ま使用しているため、落札率が100%近いという結果になった」ということであった。

予定金額を算出する場合、前年度の落札金額を参考にするには問題ないが、毎年前年度落札額と同額としていれば予定金額が漏れていると同様な結果になってしまい、競争入札の意味がなく落札金額が高止りする危険性がある。また、逆に、前年度落札額が明らかに低すぎた場合、入札業者がいなくなってしまう可能性がある。①夜間警備委託契約は、前年度落札額が低すぎたため、前年度落札額である予定金額以下では入札する業者がなく、当初3,452千円で入札した業者と予定金額である3,219千円で随意契約をしたものである。

予定金額は、前年度落札額をそのまま使用するのではなく毎年業務に必要な費用を計算して算定すべきである。

(7) 備品購入費について

① 監査の結果

(ア) 予算の設定について

備品購入費には、寿松苑の事務用品等の購入費用が計上されている。過去3年間の実績額の推移は以下のとおりである。

過去3年間の推移

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度
備品購入費	773	256	35

予算は、一般生活費365千円(1人月320円×95人×12月)として算定されている。一般生活費という名目で予算をとった場合、予算の名目が曖昧である。実態は、備品購入費であり、備品購入費という目的を明らかにして予算をとることが望ましいと思われる。

(8) 嗜好品扶助費について

① 概要

扶助費の内訳として、1. 嗜好品扶助費、2. 介護保険料扶助費、3. 入院患者日用品費がある。そのうちの、1. 嗜好品扶助費について、検討を行う。なお、2. 介護保険料扶助費、3. 入院患者日用品費については、金額的重要性も低く、問題はなかった。

過去3年間の推移

(単位: 千円)

	15年度	16年度	17年度
扶助費	7,922	7,793	7,964

嗜好品扶助費の概要

(1) 支給金額 月額 13,400 円

(2) 支給対象者 無年金者

(3) 支給日 毎月第4週の間

嗜好品扶助費 (算出基礎)

平成16年度国民年金給付額

(年額)

(月額)

794,500円 ÷ 12月 = 66,208円

平成16年度措置費単価

(月額)

一般生活費

66,208円 - 52,780円 = 13,428円

≒ 13,400円

支給金額は、国民年金を満額給付されていると仮定した場合、措置に伴い一般生活費分(国基準引用)は消費され、残額が嗜好品消費可能額と考える。対象者が、無年金者のため収入がないので、差額を填補する意味で支給金額を設定する。

嗜好品扶助費の支給金額について、平成15年度は、14,500円(月額)であったが、国民年金支給額の減額に伴い、平成16年度より13,400円に減額されている。

② 監査結果

(ア) 嗜好品扶助費の支給の趣旨について

嗜好品扶助費の支給について、支給にかかる要綱がない。また、起案書及び支出負担行為兼支出命令書等の決裁書類に、支給に係る趣旨が記載されていない。

いかなる趣旨で支給を行うかは、決裁時の重要な検討事項であり、起案書及び支出負担行為兼支出命令書等の決裁書類に明確に趣旨を記載すべきである。

担当者に確認したところ、嗜好品扶助費を支給する趣旨は、以下の法律をよりどころとしている。

【生活保護法】

第3章第12条（生活扶助）

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1. 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
2. 移送

施設に入所している者については、生活保護者と同等の権利を有するという考えのもと、嗜好品扶助費が支給されている。

しかし、上記は、あくまで生活保護者に対する法律であり、施設に入所している者に対する法律ではない。従って、生活保護法をよりどころとして支給しているのであれば、その旨を決裁書類に記載するべきであると思われる。

(イ) 嗜好品扶助費の支給金額について

嗜好品扶助費の算出基礎について、平成16年度国民年金給付額（年額）の満額を基礎に算定しているが、施設の入所者でない一般の高齢者の中には、国民年金の掛け金を支払ったにもかかわらず、満額支給されない人も存在すると思われる。それらの人と比べて、施設に入所しているということで、国民年金の掛け金を支払っていないにもかかわらず、満額年金を支払われたものとして、計算式を算定することは公平とはいえない。

従って、国民年金給付額（年額）の満額を基礎として、算定するのではなく、国民年金給付額（年額）の満額に岐阜市の平均支給率等を加味して算定することが、公平性の観点から望ましいと思われる。

VI. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団について

1. 概要

福祉に対する市民の要望に応えるため、とりわけ福祉施設の充実は行政の中心課題であり、その推進のためには福祉に対する要望に対応できる行政機能が必要とされる。

こうした観点から福祉施設の効率的運用を図るため、昭和56年10月、公設民営方式による岐阜市社会福祉事業団が設立され、岐阜市が設置した社会福祉施設を受託運営することとなった。

身体障害者、知的障害者、幼児や老人を対象に幅広く福祉事業を実施し、経営上採算の合い難いサービスにも、市と一体となって継続的にこれらの事業に取り組み、総合的な地域福祉サービスを提供している。

2. 法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
- (2) 所在地 岐阜市都通2丁目23番地
- (3) 設 立 昭和56年10月 1日

3. 役職員（平成17年4月1日 現在）

(1) 役員

理事 12名 監事 2名 計14名

(2) 職員

一般 76名、 O B 23名、 嘱託 37名、 臨時 62名、
計198名

4. 財務の概要

当法人は次の11の一般会計と1つの特別会計に区分されている。

(1) 一般会計

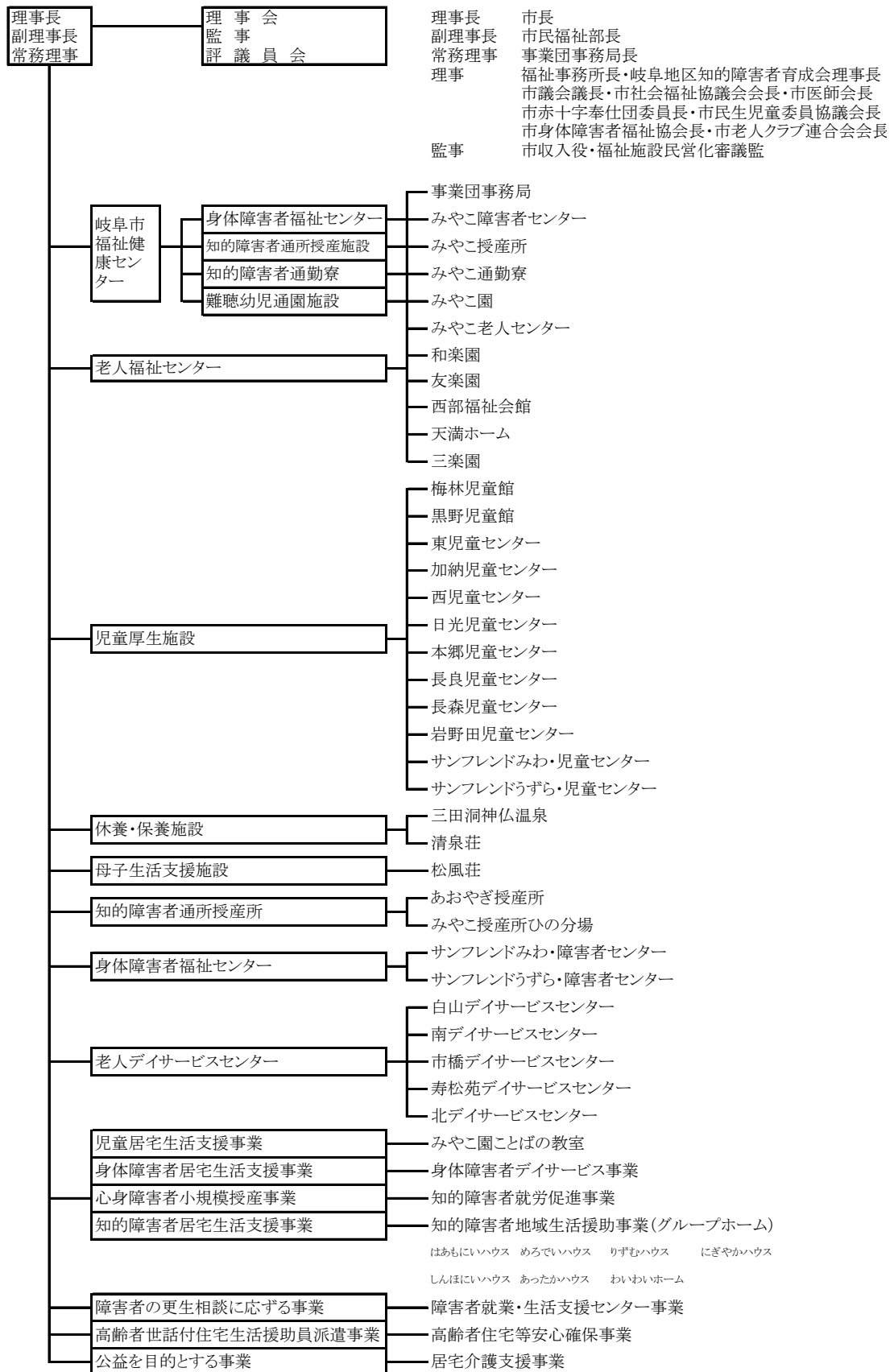
- | | |
|----------|-----------|
| ①本部 | ⑦老人福祉センター |
| ②みやこ園 | ⑧児童館 |
| ③みやこ授産所 | ⑨休養保養施設 |
| ④みやこ通称寮 | ⑩老人デイサービス |
| ⑤松風荘 | ⑪その他の事業 |
| ⑥障害者センター | |

(2) 特別会計

居宅介護支援事業

5. 組織及び構成

(平成17年4月1日現在)



6. 3年間の財務数値

1. 事業活動収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度
事業活動収支の部			
事業活動収入			
介護保険収入	292,092	347,570	335,502
利用料収入	9,487	20,019	21,327
措置費収入	104,587	104,477	103,624
その他事業収入	727,138	513,033	436,899
支援費収入	0	277,815	299,655
経常経費補助金収入	122,237	66,822	480,707
寄附金収入	431	884	382
雑収入	15,863	2,132	41,322
授産事業収入	0	9,602	9,974
引当金戻入収入	0	0	74,893
事業活動収入計	1,271,838	1,342,358	1,804,289
事業活動支出			
人件費支出	889,258	867,128	818,799
事務費支出	308,281	328,655	328,877
事業費支出	29,920	22,627	22,915
授産事業支出	0	9,602	9,974
減価償却費	15,183	6,431	6,559
徴収不能額	0	0	12
引当金繰入	5,714	15,980	442,770
事業活動支出計	1,248,357	1,250,426	1,629,908
事業活動収支差額	23,480	91,932	174,380
事業活動外収支の部			
事業活動外収入	7,971	1,022	14,259
事業活動外支出	7,994	1,045	14,053
(うち経理区分間繰入収支)	(6,747)	(1,000)	(14,052)
事業活動外収支差額	△23	△23	205
経常収支差額	23,456	91,908	174,586

特別収支の部			
特別収入の部	2,117	0	10,883
特別支出の部	1,897	715	9,486
特別収支差額	220	△715	1,396
当期活動収支差額	23,676	91,192	175,982
前期繰越活動収支差額	210,073	233,750	324,942
当期末繰越活動収支差額	233,750	324,942	500,925

主な増減理由

- ・その他事業収入、支援費収入 —— みやこ授産所、みやこ通勤寮、みやこ障害者センターは、平成１６年度から委託事業（その他事業収入）から支援費による事業団直営事業となった。
- ・経常経費補助金収入 —— 平成１７年度に過去の退職給与要支給額分を岐阜市から支給を受けた。
- ・雑収入 —— 平成１７年度に年金共済脱退一時金があった。
- ・引当金戻入収入、引当金繰入 —— 平成１７年度にそれまで計上していた老人デイサービス会計の退職給与引当金をすべて戻入し、改めて全体の退職給与引当金を計上した。

２．貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	１５年度	１６年度	１７年度
資産の部			
流動資産	368,130	374,288	535,643
現金預金	312,852	285,656	430,267
未収金	54,396	87,682	101,104
立替金	569	948	999
前払金	312	0	3,273
固定資産	69,782	83,868	503,430
基本財産	3,000	3,000	3,000
基本財産特定預金	3,000	3,000	3,000
その他の固定資産	66,782	80,868	500,430
無形固定資産	0	0	510
車両運搬具	16,566	16,855	26,473

器具及び備品	21,110	18,928	10,499
投資有価証券	0	0	49,985
退職給与積立預金	29,104	45,084	412,961
資産の部合計	437,912	458,156	1,039,074
負債の部			
流動負債	172,057	85,129	120,656
未払金	95,965	68,278	92,268
預り金	74,092	16,821	28,388
仮受金	1,999	29	0
固定負債	29,104	45,084	412,961
退職給与引当金	29,104	45,084	412,961
負債の部合計	201,161	130,213	533,618
純資産の部			
基本金	3,000	3,000	3,000
基本金	3,000	3,000	3,000
国庫補助金等特別積立金	0	0	1,530
国庫補助金等特別積立金	0	0	1,530
次期繰越活動収支差額	233,750	324,942	500,925
次期繰越活動収支差額	233,750	324,942	500,925
うち当期活動収支差額	23,676	91,192	175,982
純資産の部合計	236,750	327,942	505,455
負債及び純資産の部合計	437,912	458,156	1,039,074

1. 外部監査の結果

(1) 岐阜市社会福祉事業団の事務所の家賃について

① 概要

岐阜市社会福祉事業団は、岐阜市の所有する建物（岐阜市福祉健康センター5階の一部）を本部事務所として使用している。管理経費としての水道光熱費及び業務委託費については按分計算して負担しているが家賃は徴収されていない。

② 監査の結果

事務所の家賃については、その使用料が徴収されていないために、これらの資産を独自に調達している他社との事業の効率性の比較ができない。岐阜市社会福祉事

業団は、岐阜市とは独立した組織であるため、岐阜市は事務所の家賃について使用料を徴収すべきである。

(2) 退職給与引当金繰入について

① 概要

岐阜市社会福祉事業団は、職員退職金規程に基づき、年度末に在職する職員全員が同日付をもって退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額から、前事業年度末に在職した職員全員が同日付をもって退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額を控除した額を退職給与引当金として繰入計上し、繰入額全額を本部経理区分で計上している。また、実際の退職者に支払った退職金も本部経理区分で一括処理している。

② 意見

岐阜市社会福祉事業団では、4の財務の概要で述べたように一般会計については、①から⑪の事業についてそれぞれ経理区分をもうけて、事業毎の損益が把握できるようになっている。各経理区分の適正な損益計算を把握するためには、本部経理区分で一括して計上するのではなく、それぞれ所属する職員の経理区分に応じて退職給与引当金の繰入額を計上すべきである。

また、実際の退職者に支払った退職金も本部経理区分で一括処理しているが、各経理区分の適正な損益計算を把握するためには、それぞれの所属経理区分で処理すべきである。

VII. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会について

1. 概要

(1) 岐阜市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に従い、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。岐阜市は岐阜市社会福祉協議会に対し4億円を出捐している。

今後も予想される少子・高齢社会の進展や核家族化と女性の社会進出による家族機能の変化、経済の低成長の中、介護保険制度、支援費制度が施行された状況下において、岐阜市社会福祉協議会は平成17年度において以下の四つの重点目標を掲げ、事業を実施している。

まず一点目は、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会として、関係機関等と

の協働で将来に向けた地域福祉活動の指針となる「地域福祉活動計画」を実行することが社会福祉協議会に求められた役割であり、本来進むべき道であることをしっかりと認識し、社会福祉協議会支部活動やボランティア活動の推進を主に住民参加、協働による福祉コミュニティの形成に努めている。

二点目は、介護サービス事業等において、独立採算の経営理念のもと引き続き効率的、効果的で適切な事業運営に努め、信頼される利用者本位の在宅福祉サービスを実施している。

三点目は、福祉サービス利用者を支援する立場から、地域福祉権利擁護事業や基幹型在宅介護支援センター事業等の更なる充実を図るとともに、関係機関と連携を取り多様な社会資源の活用や情報提供、連絡調整を行っている。

四点目の社会福祉協議会合併については、予定どおり平成 18 年 3 月 1 日に柳津町社会福祉協議会と合併し、新岐阜市社会福祉協議会として、これまでの各社会福祉協議会の活動を尊重することを基本に、将来的にもそれぞれの地域の特性を活かした取り組みを進めていくこととしている。

こうした重点事業を中心に、各種福祉事業を積極的に行うことにより、だれもが住み慣れた地域で安心して生活することができる「福祉のまちづくり」をめざしている。

(2) 平成 17 年度事業活動収支決算書

岐阜市社会福祉協議会の平成 17 年度事業活動収支決算は以下の通りである。岐阜市社会福祉協議会の事業については多岐にわたって高齢者福祉に関連するが、一般会計については岐阜市の補助事業及び委託事業（主要なもの）に関連する事業について見出しをつけて記載し、その他の事業についてはその他事業に集約して記載している。

① 一般会計

収入

(単位：千円)

勘定科目	法人運営 事業	ふれあいの まちづくり 事業	基幹型在宅 介護支援セ ンター事業	介護予防事 業、介護教 室事業	その他事業	合計
会費収入	28,353	—	—	—	—	28,353
寄附金収入	6,847	—	—	—	10,108	16,956
経常経費補助金収入	64,085	37,708	—	—	8,539	110,333
助成金収入	122	—	—	—	800	922
受託金収入	2,865	—	14,054	5,870	21,197	43,987
事業収入	—	—	—	—	371	371

貸付事業等収入	11,606	—	—	—	—	11,606
共同募金配分金収入	—	—	—	—	37,259	37,259
負担金収入	11,854	—	—	58	1,002	12,916
介護保険収入	—	—	—	—	207,371	207,371
利用料収入	—	—	—	—	76,105	76,105
雑収入	156	—	—	—	—	156
引当金戻入収入	6,162	—	—	—	—	6,162
国庫補助金等特別積立 金取崩額	—	—	—	—	87	87
事業活動収入計	132,054	37,708	14,054	5,928	362,844	552,590
受取利息配当金収入	2	—	—	—	3,306	3,308
会計単位間繰入金収入	3,982	—	—	—	—	3,982
経理区分間繰入金収入	10,840	2,148	—	—	4,382	17,370
合併受入活動収支差額	2,018	—	—	—	—	2,018
事業活動外収入計	16,844	2,148	—	—	7,688	26,681
経常収入	148,898	39,856	14,054	5,928	370,532	579,271

支出

(単位：千円)

勘定科目	法人運営 事業	ふれあいの まちづくり 事業	基幹型在宅 介護支援セ ンター事業	介護予防事 業、介護教 室事業	その他事業	合計
人件費支出	70,498	34,620	12,150	5,015	228,149	350,434
事務費支出	10,265	568	825	183	17,290	29,133
事業費支出	6,816	642	141	319	24,696	32,615
貸付事業等支出	11,606	—	—	—	—	11,606
共同募金分配金事業 費	—	—	—	—	20,974	20,974
助成金支出	21,118	1,462	—	—	8,527	31,107
負担金支出	2,825	—	18	—	10,960	13,803
減価償却費	1,187	—	190	—	1,904	3,282
引当金繰入	17,761	—	—	—	△37	17,724
事業活動支出計	142,080	37,292	13,325	5,518	312,465	510,683
経理区分間繰入金支 出	3,739	2,564	919	410	8,325	15,957
事業活動外支出計	3,739	2,564	919	410	8,325	15,957
経常支出計	145,819	39,856	14,244	5,928	320,790	526,640

② 特別会計

収入

(単位：千円)

勘定科目	岐阜市民福祉 活動センター 管理事業	福祉の店運営 事業	訪問入浴サー ビス事業	居宅介護支援 事業	合計
経常経費補助金収入	13,420	—	2,642	—	16,062
受託金収入	—	5,695	15,687	5,759	27,142
介護保険収入	—	—	27,947	72,425	100,373
国庫補助金等特別 積立金取崩額	—	—	219	—	219
事業活動収入計	13,420	5,695	46,496	78,185	143,798
受取利息配当金収入	—	—	—	7	7
経理区分間繰入金 収入	—	—	1,202	—	1,202
事業活動外収入計	—	—	1,202	7	1,209
経常収入	13,420	5,695	47,698	78,192	145,007

支出

(単位：千円)

勘定科目	岐阜市民福祉 活動センター 管理事業	福祉の店運営 事業	訪問入浴サー ビス事業	居宅介護支援事 業	合計
人件費支出	—	4,392	29,749	63,522	97,664
事務費支出	138	483	2,064	3,803	6,490
事業費支出	13,282	820	3,668	927	18,698
負担金支出	—	—	222	570	792
減価償却費	—	13	1,046	822	1,883
引当金繰入	—	—	△5	—	△5
事業活動支出計	13,420	5,709	36,746	69,646	125,523
会計単位間繰入金 支出	—	—	1,515	3,880	5,395
経理区分間繰入金 支出	—	—	—	1,202	1,202
事業活動外支出計	—	—	1,515	5,082	6,597
経常支出計	13,420	5,709	38,261	74,729	132,121

(3) 事業内容

【一般会計の主な事業】

① ふれあいのまちづくり事業

(補助事業及び共同募金配分金・社会福祉推進基金充当事業 平成 17 年度 岐阜市補助金収入 37,708 千円)

福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、住民が主体となった地域福祉事業の充実を図るため、住民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる「ふれあいのまちづくり」をめざし、次の事業を実施している。

(ア) ふれあい福祉センター事業

i 地域活動コーディネーターの複数配置

中央・南部・北部の三つのセンターを拠点として、それぞれのセンターごとに地域活動コーディネーターを複数配置した体制とし、市民健康センター等の関係機関と連携を取りながら、社会福祉協議会支部を中心とした「ふれあい・いきいきサロン」事業の普及、拡大を支援し、地域における保健福祉支援ネットワークの構築を推進している。

ii 相談事業

ふれあい福祉センターを設置し、福祉問題の解決や福祉ニーズを把握するため、常設電話等による心配ごと相談、福祉専門相談等の各種相談事業を実施している。

(イ) ふれあいネットワーク事業

小地域でのネットワークづくり事業として、社会福祉協議会支部が中心となり関係機関・団体と連携を取り、地域福祉活動を推進し、ふれあいのある地域ネットワークの形成のため、研修会等の事業を実施している。

(ウ) 地域福祉推進事業

岐阜市地域福祉活動計画推進のため研修会等の事業を実施している。

② 基幹型在宅介護支援センター事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 14,054 千円)

岐阜市から委託を受け、基幹型在宅介護支援センターを設置運営し、地域ケア体制の拠点として、地域型在宅介護支援センターと密接な連携を図りつつ、要生活支援高齢者等に対する総合相談や介護予防・生活支援サービスの調整、居宅サービス事業者等の指導、支援等を行い、高齢者の保健福祉サービスの充実に努めている。

(ア) 地域ケア会議の開催

介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に、効果的な予防サービス及び地域ケアの総合調整を行っている。

(イ) 指導、支援

居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所を指導、支援するため、居宅介護支援専門員を対象とした研修会を実施している。

(ウ) 要援護高齢者等の情報集約及び分析

毎月、各地域在宅介護支援センターにより把握された要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の情報を集約した。

(エ) 介護予防・生活支援サービスの総合調整

高齢福祉室から提供された自立判定者の名簿を該当する地域型在宅介護支援センターに情報提供した。実態把握後、介護保険外のサービス提供が必要な者を特定するとともに、介護予防・生活支援サービスの総合調整を図っている。

(オ) 利用啓発

各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及び積極的な利用について啓発を行っている。

(カ) 相談事業

在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な相談事業を行った。

③ 介護予防事業・家族介護教室事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 5,870 千円)

(ア) 介護予防事業

岐阜市から委託を受け、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、社会福祉協議会支部や福祉施設等関係機関と連携し、介護予防教室等を開催している。

(イ) 家族介護教室事業

岐阜市から委託を受け、要介護者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての講話、介護技術の習得、相談等の教室を開催している。

④ その他事業

(ア) ホームヘルパー養成研修事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 1,518 千円 上記(2)決算書のその他事業に含有)

訪問介護員養成研修 2 級課程の実施等である。

(イ) 車いす利用者移送サービス事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 7,133 千円 上記(2)決算書のその他事業に含有)

岐阜市から委託を受け、車いすを利用する重度障害者の社会生活の行動範囲を拡大し、また社会参加への意欲を高めるため、車いすのまま乗降可能なリフト付バス 2 台を稼働して移送サービスを実施している。

(ウ) 介護相談員派遣事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 4,263 千円 上記(2)決算書のその他事業に含有)

岐阜市から委託を受け、介護老人福祉施設及び通所介護施設の利用者に対し、介護相談員を派遣し相談に応じるとともに、介護サービス事業者と介護サービス利用者との橋渡しとなって、介護サービスの質の向上を図っている。

【特別会計の主な事業】

① 岐阜市民福祉活動センター管理事業

(平成 17 年補助金収入 13,420 千円)

岐阜市社会福祉協議会では、岐阜市民福祉活動センターの建物管理業務を行っている。

② 福祉の店運営事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託金収入 5,695 千円)

岐阜市から委託を受け、岐阜市内の授産施設及び小規模授産所を中心とした福祉施設の自主生産品の販路を確保すると共に、在宅高齢者、心身障害者及び母子寡婦の手作り作品の展示即売の場として、常設店を設置し、福祉の増進を図っている。

③ 訪問入浴サービス事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

(受託事業 平成 17 年度岐阜市受託料収入 15,687 千円)

岐阜市から委託を受け、在宅の重度障害(児)者に対して、浴槽を積んだ移動入浴車により、居宅を訪問して入浴サービスを行い、福祉の向上を図っている。

(イ) 訪問入浴介護事業

(介護保険事業 平成 17 年度介護保険収入 27,947 千円)

在宅の要介護者等に対し、浴槽を積んだ移動入浴車により居宅を訪問して入浴サービスを行った。

④ 居宅介護支援事業

(介護保険事業 平成 17 年度介護保険収入 72,425 千円)

介護支援専門員が在宅の要介護者等の依頼を受け、その心身の状況や置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容と担当する者等を定めた「居宅サービス計画」を作成し、利用者及びその家族の生活支援に努めた。

2. 外部監査の結果

(1) 人件費について

① 概要

岐阜市社会福祉協議会の過去 3 年の一般会計の人件費は以下の通りである。

(単位：千円)

科目	15 年度	16 年度	17 年度
職員俸給	156,600	152,806	113,915
職員諸手当	97,227	96,920	65,847
非常勤職員給与	166,895	165,625	138,722
退職金	247	13,517	5,251
法定福利費	35,011	35,740	26,697
人件費合計	455,982	464,610	350,434

② 監査の結果

(ア) コーディネーターの勤務時間の把握について

岐阜市社会福祉協議会のコーディネーター（地域活動の助言・指導を行う者）の人件費については「ふれあいのまちづくり事業」（岐阜市の補助対象事業）に関する部分と、その他自主財源を基礎とする部分から構成されている。「ふれあいのまちづくり事業」部分にかかるコーディネーターの人件費は岐阜市に補助金の申請を行い、補助金収入により補填されている。岐阜市社会福祉協議会では、コーディネーターの勤務時間のうち、「ふれあいのまちづくり事業」に係る勤務時間とその他の業務に係る勤務時間を各 50%と定率で決定しており、またコーディネーターの実際の各業務の勤務時間を集計していない。コーディネーターの実際の勤務時間の割合は「ふ

れあいのまちづくり事業」が大半を占めている。岐阜市に対する補助金申請でもコーディネーターについては全勤務時間の50%を「ふれあいのまちづくり事業」に係る勤務時間として申請しているため、補助金が過大に支出されることはないが、人事管理上勤務時間及び勤務内容を記録する必要がある。

(イ) 変則勤務手当について

現在、岐阜市社会福祉協議会では、ホームヘルプサービス事業（財源は介護保険料及び自主財源）に係るホームヘルパーの人件費に対して変則勤務手当（月額8,000円）を支給している。変則勤務手当とは、ホームヘルパーの勤務時間が利用者の都合により不定となるためその迷惑料として追加で支給する手当であり、岐阜市社会福祉協議会が独自に規定したもので他の社会福祉団体では設定しておらず一般的なものではない。ホームヘルパーとしての報酬及び超過時間手当等はすでに支給しているため、変則勤務手当は不要であるといえる。

③ 意見

(ア) 岐阜市社会福祉協議会の給与体系について

現在、岐阜市社会福祉協議会の人件費（コーディネーターを除く）は、岐阜市の給与体系を基礎に計算している。岐阜市社会福祉協議会は、岐阜市と独立した組織であるため、より効率的かつ実態に即した独自の給与体系を定め、規定を整備することが望ましい。

(2) 固定資産について

① 概要

岐阜市社会福祉協議会では、その他の固定資産として建物、車両運搬具装置、器具及び備品、ソフトウェア等を保有している。

② 監査の結果

(ア) 減価償却費の計上漏れについて

平成18年1月1日に岐阜市と柳津町が市町村合併したことに伴い、平成18年3月1日に岐阜市社会福祉協議会と柳津町社会福祉協議会が合併した。この合併により旧柳津町社会福祉協議会が保有していた固定資産については平成18年3月1日以後、岐阜市社会福祉協議会の所有となっている。

しかし、上記の旧柳津町社会福祉協議会が保有していた固定資産について岐阜市社会福祉協議会では平成18年3月分の減価償却費（18,360円）を計上していなかった。旧柳津町社会福祉協議会から合併時に受け入れた帳簿価額が平成18年3月31日まで減価償却した数値であったため、岐阜市社会福祉協議会では3月分の減価償却を実施しなかった。しかし、岐阜市社会福祉協議会では当該固定資産について

合併時（3月1日）に取得しているため、固定資産の受入帳簿価額を修正するとともに3月分の減価償却費を計上する会計処理が適切であったといえる。

（イ）リース台帳の作成について

現在、岐阜市社会福祉協議会ではコピー機4台をリースにより賃借しているが、リース台帳を作成していない。リースにより賃借している固定資産については、自社所有の固定資産同様に物品管理する必要があるため、リース資産台帳を作成し、現物との照合を行う必要がある。

（ウ）車椅子等の台帳管理について

現在、岐阜市社会福祉協議会では、寄附等により取得した車椅子を多数保有し、必要に応じて貸出を行っているが、これらの車椅子を台帳で記録していない。寄附により取得したもので現金支出を伴わず、1台当たりの金額は少額であるため決算書には計上されないが、台帳による管理は行う必要がある。

（3）賃借料（事務費及び事業費）について

① 概要

岐阜市社会福祉協議会の過去3年の一般会計の賃借料は以下の通りである。

（単位：千円）

科目	15年度	16年度	17年度
事務費支出	5,217	5,150	3,427
事業費支出	2,129	2,121	272

② 監査の結果

（ア）岐阜市社会福祉協議会事務所の賃借建物の家賃について

現在、岐阜市社会福祉協議会の事務局として事務所部分を岐阜市の所有する建物より無償で賃借しており、水道光熱費のみ岐阜市に支払っている。岐阜市社会福祉協議会は岐阜市とは独立した組織であるため、事務所部分の家賃について、岐阜市は岐阜市社会福祉協議会から民間と同様に一定の賃料を徴収する必要がある。

(4) 各福祉事業について

① 概要

岐阜市社会福祉協議会では、上記「1.(3) 事業内容」に記載の通り、各種福祉事業を行っている。

② 監査の結果

(ア) 「ふれあいまちづくり事業」の市民アンケートについて

現在、岐阜市社会福祉協議会では「ふれあいまちづくり事業」の記録として、コーディネートが作成する「地域福祉活動報告書(日報)」のみで、市民のアンケート等については実施していない。「ふれあいまちづくり事業」については岐阜市の補助金で運営されているため、市民のニーズ等を的確に把握し、岐阜市の補助金に係る効果測定の基礎とする必要がある。

(イ) 介護保険事業の運営について

現在、岐阜市社会福祉協議会では介護保険事業を行っている。介護に関する事業は、平成12年度から介護保険制度が導入され、従来の措置制度に基づく市町村の「与える福祉」から利用者による「選ぶ福祉」に社会的支援の仕組みが大きく変わり、市町村の直営または委託事業から社会福祉法人や民間業者の自主事業になった。

民間業者は、効率性、採算性を重視して利用者を選定しサービス提供の契約をしており、岐阜市社会福祉協議会は、利用者を区別しないで民間業者と契約できなかった処遇困難な者等ともその契約をしている。このため、現在ホームヘルプサービス事業等の介護保険事業の総額では黒字であるが、効率性、採算性の低い利用者が多数存在する。岐阜市社会福祉協議会には介護保険事業を行わなくてはならない義務はなく、他市の社会福祉協議会では介護保険事業から撤退している団体もある。

今後、岐阜市社会福祉協議会は介護保険事業について地域福祉の推進を図るため、民間業者を指導する等の業務に移行することにより一定の公益性を確保しながら採算性の改善について努める必要がある。

Ⅷ. 社団法人 岐阜市シルバー人材センターについて

1. 概要

社団法人岐阜市シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に従い、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された法人である。

この目的を達成するために、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 42 条に従い、以下の 4 つの事業を行っている。

まず一点目は、臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のためにこれらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。

二点目は、臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、無料の職業紹介事業を行う。

三点目は、高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。

四点目は、上記のほか、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業を行う。

（1）事業実績

過去 2 年間の事業実績は、以下のとおりである。

① 事業実績

年度 区分	1 6 年度	1 7 年度	前年比 (%)
受注件数	件 11,843	件 12,403	104.7
就業延人員	人日 130,417	人日 137,981	105.7

就業実人員	人 1,319	人 1,312	99.4
就業率	% 76.3	% 76.6	100.3
受注金額	円 582,707,421	円 589,286,860	101.1
配分金	円 483,454,039	円 493,287,653	102.0
材料費等	円 10,664,557	円 12,074,651	113.2
事務費	円 88,588,825	円 83,924,556	94.7
1 件当り配分金	円 40,822	円 39,772	97.2
1 人 1 日当り配分金	円 3,707	円 3,575	96.4
実働会員 1 人当り配分金	円 366,531	円 375,981	102.5
実働会員の月間就業日数	日 8.2	日 8.8	106.0

(参 考)

就業率 = 就業実人員 ÷ 年度末会員数

1 件当り配分金 = 配分金 ÷ 受注件数

1 人 1 日当り配分金 = 配分金 ÷ 就業延人員

実働会員 1 人当り配分金 = 配分金 ÷ 就業実人員

実働会員の月間就業日数 = 就業延人員 ÷ 就業実人員 ÷ 12

② 職群別、公共・民間別事業実績

(*金額単位：千円)

		受注 件数	就 業 延人員	*配分金	*材料 費等	*事務 費	*合計	構成 率
技術群 (ひと つば、運転等)	16 年度	285	8,862	38,772	67	2,058	40,897	7.0
	17 年度	344	10,866	44,887	139	2,321	47,348	8.0
	前年比	120.7%	122.6%	115.8%	208.9%	112.8%	115.8%	
技能群 (大 工、襖、剪定等)	16 年度	1,970	10,011	41,314	7,988	5,347	54,649	9.4
	17 年度	1,970	9,977	42,622	8,842	5,785	57,249	9.7
	前年比	100.0%	99.7%	103.2%	110.7%	108.2%	104.8%	

事務群（筆耕、事務整理等）	16 年度	471	3,192	13,865	7	1,050	14,922	2.6
	17 年度	440	3,015	11,202	-	1,211	12,413	2.1
	前年比	93.4%	94.5%	80.8%	-	115.3%	83.2%	
管理群（駐車場管理、商品管理等）	16 年度	417	28,178	127,646	130	7,365	135,141	23.2
	17 年度	488	30,302	127,806	110	8,429	136,346	23.1
	前年比	117.0%	107.5%	100.1%	85.1%	114.5%	100.9%	
折衝外交群（配達、配布、販売等）	16 年度	72	1,230	3,678	486	355	4,519	0.8
	17 年度	91	1,094	4,552	522	342	5,416	0.9
	前年比	126.4%	88.9%	123.7%	107.5%	96.5%	119.8%	
一般作業群（除草、屋内外清掃等）	16 年度	4,276	38,361	159,612	1,988	13,437	175,037	30.0
	17 年度	4,691	44,348	174,702	2,461	14,776	191,939	32.6
	前年比	109.7%	115.6%	109.5%	123.8%	110.0%	109.7%	
サービス群（家事サービス、ガイド等）	16 年度	1,549	10,245	25,455	-	1,946	27,401	4.7
	17 年度	1,635	10,026	23,730	-	1,774	25,504	4.3
	前年比	105.6%	97.9%	93.2%	-	91.2%	93.1%	
介護保険（訪問介護事業）	16 年度	2,803	30,338	73,111	-	57,031	130,142	22.3
	17 年度	2,744	28,353	63,787	-	49,285	113,072	19.2
	前年比	97.9%	93.5%	87.2%	-	86.4%	86.9%	
合 計	16 年度	11,843	130,417	483,454	10,665	88,589	582,707	
	17 年度	12,403	137,981	493,288	12,075	83,925	589,287	
	前年比	104.7%	105.8%	102.0%	113.2%	94.7%	101.1%	
公共事業	16 年度	729	35,131	171,013	2,019	13,211	186,243	31.9
	17 年度	831	35,203	159,222	2,134	14,491	175,848	29.8
	前年比	114.0%	100.2%	93.1%	105.7%	109.7%	94.4%	
民間事業所	16 年度	3,034	41,570	156,976	1,029	10,144	168,149	28.9
	17 年度	3,354	50,952	186,437	894	11,822	199,153	33.8
	前年比	110.5%	122.6%	118.8%	87.0%	116.5%	118.4%	
一般家庭	16 年度	8,076	53,692	155,320	7,131	65,114	227,566	39.1
	17 年度	8,212	51,790	147,421	8,524	57,544	213,489	36.2
	前年比	101.7%	96.5%	94.9%	119.5%	88.4%	93.8%	
独自事業（イベント販売）	16 年度	4	24	145	486	119	750	0.1
	17 年度	6	36	207	522	68	797	0.1
	前年比	150.0%	150.0%	142.7%	107.5%	56.9%	106.3%	

平成 17 年度の事業実績は、受注件数 12,403 件（前年比・560 件増）、就業延人員 137,981 人日（7,564 人日増）、受注金額 589,286,860 円（6,579,439 円増）であ

った。

職群別では、受注金額で一般作業群が 16,902,512 円、技術群が 6,451,225 円、技能群が 2,599,463 円の増加となった。介護保険事業では、法改正により件数で 59 件、受注金額で 17,069,680 円の減少となった。

公共事業では、平成 15 年度から実施されている委託費の削減により、件数では 102 件増加したが、金額で 10,395,278 円の減少となった。

(2) 決算書

社団法人岐阜市シルバー人材センターの平成 17 年度の収支決算は以下のとおりである。社団法人岐阜市シルバー人材センターの会計は、一般会計及び介護保険事業特別会計に区分され、公益法人会計基準（平成 16 年 10 月 14 日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき会計処理される（財務規程第 3 条、第 5 条）。

① 一般会計

平成 17 年度 一般会計 収支計算書

（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）

I 収入の部

（単位：千円）

	当初 予算額	補正予算 増減額	予算書注記③ による増加額	予算現額	決算額	差異
1 受託事業収入	421,000	-	43,710	464,710	469,100	△ 4,389
2 独自事業収入	1,000	-	-	1,000	796	203
3 施設管理収入	19,266	-	-	19,266	19,093	172
4 会費収入	1,850	-	-	1,850	1,805	45
5 補助金収入	31,607	-	-	31,607	31,607	-
6 雑収入	101	-	-	101	55	45
7 特定預金取崩収入	9,500	-	-	9,500	9,500	-
当期収入合計 (A)	484,324	-	43,710	528,034	531,957	△ 3,923
前期繰越収支差額	13,442	-	-	13,442	13,442	-
収入合計 (B)	497,766	-	43,710	541,476	545,400	△ 3,923

Ⅱ 支出の部

(単位：千円)

	当初予算 額	補正予算 増減額	予算書注記 ③による支 出額	流用・充 当増減額	予算現額	決算額	差異
1 事業費	419,379	-	43,710	-	463,089	458,532	4,556
受託事業費	391,000	-	43,710	-	434,710	434,710	-
独自事業費	900	-	-	-	900	728	171
安全・適正就業推進費	895	-	-	-	895	556	338
普及啓発費	1,864	-	-	-	1,864	773	1,090
就業開拓提供費	19,557	-	-	-	19,557	16,657	2,899
調査研究費	1,276	-	-	-	1,276	1,219	56
シニアワークプログラム事業費	3,887	-	-	-	3,887	3,887	-
2 施設管理費	18,949	-	-	-	18,949	18,736	212
受託事業費	6,088	-	-	-	6,088	5,961	126
維持管理費	12,861	-	-	-	12,861	12,775	85
3 管理費	42,120	-	-	2,474	44,594	40,253	4,341
人件費	31,632	-	-	2,474	34,106	34,084	22
一般運営費	10,488	-	-	-	10,488	6,168	4,319
4 特定預金支出	3,779	1,000	-	76	4,855	4,853	2
退職給与引当預金支出	2,277	-	-	76	2,353	2,353	-
減価償却引当預金支出	2	-	-	-	2	-	2
30周年事業積立預金支出	1,500	1,000	-	-	2,500	2,500	-
5 25周年記念事業費	9,500	△1,000	-	-	8,500	7,028	1,471
事業費	9,500	△1,000	-	-	8,500	7,028	1,471
6 予備費	4,039	-	-	△2,551	1,487	-	1,487
予備費	4,039	-	-	△2,551	1,487	-	1,487
当期支出合計 (C)	497,766	-	43,710	-	541,476	529,404	12,071
当期収支差額 (A) - (C)	△13,442	-	-	-	△13,442	2,552	△15,994
次期繰越収支差額 (B) - (C)	-	-	-	-	-	15,995	△15,995

貸 借 対 照 表

平成18年3月31日 現在

(単位:千円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	197		
小口現金	100		
普通預金	19,792		
定期預金	430		
未収金	30,557		
有価証券	7,082		
流動資産合計		58,159	
2 固定資産			
車両運搬具	2,149		
什器備品	139		
電話加入権	291		
退職給付金預け金	28,707		
減価償却引当預金	14,215		
財政運営資金積立預金	17,935		
30周年事業積立預金	2,500		
預託金	43		
固定資産合計		65,979	
資産合計			124,138
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	41,096		
前受金	151		
預り金	916		
流動負債合計		42,163	
2 固定負債			
退職給付金引当金	28,707		
固定負債合計		28,707	
負債合計			70,870
III 正味財産の部			
正味財産			53,268
(うち当期正味財産減少額)			32,383
負債及び正味財産合計			124,138

②特別会計

平成１７年度 介護保険事業特別会計 収支計算書

(平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日まで)

I 収入の部

(単位:千円)

	当初予算額	補正予算 増減額	予算現額	決算額	差異
1 訪問介護事業収入	112,320	-	112,320	113,072	△ 752
2 居宅介護支援事業収入	6,121	-	6,121	8,540	△ 2,419
3 雑収入	3	-	3	6	△ 3
当期収入合計 (A)	118,444	-	118,444	121,618	△ 3,174
前期繰越収支差額	55,585	-	55,585	55,585	-
収入合計 (B)	174,029	-	174,029	177,203	△ 3,174

II 支出の部

(単位:千円)

	当初予算額	補正予算 増減額	流用・充 当増減額	予算現額	決算額	差異
1 訪問介護事業費	137,345	-	-	137,345	99,900	37,445
事業費	99,070	-	-	99,070	73,072	25,998
人件費	38,275	-	-	38,275	26,828	11,447
2 居宅介護支援事業費	7,485	-	-	7,485	6,858	627
事業費	513	-	-	513	119	394
人件費	6,972	-	-	6,972	6,738	234
3 固定資産取得支出	7,577	△ 4,890	-	2,687	2,246	441
4 特定預金支出	17,909	4,890	-	22,799	21,568	1,231
5 予備費	3,713	-	-	3,713	-	3,713
予備費	3,713	-	-	3,713	-	3,713
当期支出合計 (C)	174,029	-	-	174,029	130,572	43,457
当期収支差額 (A) - (C)	△ 55,585	-	-	△ 55,585	△ 8,954	△ 46,631
次期繰越収支差額 (B) - (C)	-	-	-	-	46,631	△ 46,631

貸 借 対 照 表
平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在

(単位:千円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	35,977		
定期預金	16		
未収金	18,629		
流動資産合計		54,622	
2 固定資産			
車輛運搬具	3,054		
什器備品	721		
電話加入権	153		
退職給付金預け金	2,241		
減価償却引当預金	5,190		
財政運営資金積立預金	50,000		
施設設備準備積立預金	4,890		
預託金	28		
固定資産合計		66,277	
資産合計			120,900
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	7,991		
流動負債合計		7,991	
2 固定負債			
退職給与引当金	2,241		
固定負債合計		2,241	
負債合計			10,232
III 正味財産の部			
正味財産			110,668
(うち当期正味財産増加額)			11,447
負債及び正味財産合計			120,900

2. 外部監査の結果

(1) 物品の管理について

① 監査の結果

財務規程によれば、物品管理責任者は、備品台帳を備え、物品の保管状況及び異動について記録を行うとともに、その異動に関し、必要事項をその都度経理責任者に通知し、常に良好な状態において物品を管理し、毎事業年度1回以上台帳と現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければならないとなっているが、備品台帳への記帳は平成14年2月26日購入分が最後でそれ以降は記帳されておらず、また現物との照合も行われていない。

物品の管理を適正に行うために、物品の異動の都度、備品台帳への記帳を正しく行い、毎事業年度1回以上備品台帳と現物照合を行うべきである。

(2) リース台帳の作成について

① 監査の結果

現在、岐阜市シルバー人材センターでは複写機をリースにより賃借しているが、リース台帳は作成していない。リースにより賃借している固定資産についても、自社所有の固定資産同様に物品管理する必要があるため、リース資産台帳を作成し、現物との照合を行う必要がある。

(3) 岐阜市所有の備品の管理について

① 概要

「岐阜市が設置した社会福祉施設の管理及びその他の事業並びに使用料収納事務の委託に関する契約書」第3条第2項で、岐阜市シルバー人材センターは、受託する施設が公共施設であることを認識し、善良な受託者の注意をもって、施設及び器物、什器備品等の保安、保全につとめなければならないと規定されている。

岐阜市所有の備品について、市有備品台帳も作成されておらず、管理されていない。

② 監査の結果

受託者としてふれあいの館白山の施設の管理を委託されている以上、施設内の岐阜市の備品について市有備品台帳を作成し、毎事業年度1回以上備品台帳と現物照合を行って適切に管理していく必要がある。

(4) 岐阜市シルバー人材センターの事務所の家賃について

① 概要

岐阜市シルバー人材センターは、岐阜市の所有する建物（ふれあいの館白山２階の一部）を本部事務所として使用している。管理経費としての水道光熱費については按分計算して負担しているが家賃は徴収されていない。

② 監査の結果

事務所の家賃については、その使用料が徴収されていないために、これらの資産を独自に調達している他社との事業の効率性の比較ができない。岐阜市シルバー人材センターは、岐阜市とは独立した組織であるため、岐阜市は事務所の家賃について使用料を徴収すべきである。

(5) 未収金について

① 概要

一般会計の未収金の内には、以下のような原因により滞留しているものが含まれている。

発生年度	件 数	金 額	現在の状況
平成 11 年度	2 件	12,000 円	行方不明
平成 14 年度	1 件	37,500 円	毎月 15,000 円返済継続中
平成 15 年度	4 件	289,518 円	督促しているが着信拒否されている。トラブルが原因で支払いを拒否している。

② 監査の結果

行方不明等回収可能性のないものについては、貸倒処理の必要があるが財務規程にはその規程がない。不納欠損処理規程を作成し、回収可能性のないものについては、欠損処理をすべきである。

(6) 減価償却引当預金について

① 概要

「引当金規程」第 2 条によれば、減価償却分相当額を減価償却引当預金として引当てることになっている。

減価償却引当預金と減価償却累計額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	一般会計		特別会計	
	16 年度	17 年度	16 年度	17 年度
期首減価償却累計額	13,073	12,847	2,675	3,989
当期減少額(注 1)	1,820	—	—	—
当期減価償却費	1,594	1,625	1,314	1,200
期末減価償却累計額	12,847	14,472	3,989	5,190
期首減価償却引当預金	15,703	14,214	2,675	3,989
当期取崩額(注 2)	1,489	—	—	—
当期減価償却引当預金繰入	—	—	1,314	1,200
期末減価償却引当預金	14,214	14,214	3,989	5,190

注 1 車両運搬具及び什器備品の除却に対応する償却累計額

注 2 車両運搬具の購入価額に相当する金額

介護保険事業特別会計においては、今までに除却がなかったため、減価償却分相当額が繰入れられて減価償却累計額と減価償却引当預金とは、同額となっている。

一般会計においては、平成 16 年度及び平成 17 年度とも減価償却分相当額の引当預金への繰入は行われていない。平成 16 年度は、減価償却累計額 12,847,840 円に対して減価償却引当預金は 14,214,561 円で引当預金が 1,366,721 円多く計上されていたが、平成 17 年度では、引当預金の方が 258,394 円不足する結果となっている。

② 監査の結果

減価償却資産を除却した場合における減価償却引当預金の取崩方法に関する規定がないため、減価償却資産を除却しても減価償却引当預金の取崩を行っていない。従って、減価償却累計額と減価償却引当預金とが乖離している。その乖離を少なくするために、特定の期で減価償却分相当額を繰入れずに調整している。減価償却累計額と減価償却引当預金が一致するように、減価償却引当預金の取崩方法の規定を整備する必要がある。

(7) 特定預金について

① 概要

当法人は一般会計と特別会計に次のような特定預金を計上している。

(1) 一般会計

ア、減価償却引当預金	14,214,561 円
イ、財政運営資金積立預金	17,935,379 円
ウ、30周年事業積立預金	2,500,000 円
計	34,649,940 円

(2) 介護保険事業特別会計

ア、減価償却引当預金	5,190,495 円
イ、財政運営資金積立預金	50,000,000 円
ウ、施設設備準備積立預金	4,890,000 円
計	60,080,495 円

これらの特定預金に関する規定は、規程集の中の「引当金規程」において下記のように規定されている。

(総則)

第1条 この規程は、引当金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 名称、目的及び引当金額は、次のとおりとする。

名 称	目 的	引 当 金 額
財政運営資金積立預金	財政の安定を図るため	決算剰余金のうち理事長が定める額
減価償却引当預金	資産取得のため	減価償却分相当額

(管理)

第3条 この引当金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 この引当金から生ずる収益は、予算に計上してある受取利息とする。

(繰替運用)

第5条 理事長は、財政上必要があると認められるときは、この引当金を事業資金に繰り替えて運用することができる。

② 監査の結果

(1) 規程の整備

特定預金に関する上記の規程によれば、特定預金の積立基準は規定しているが、取崩方法に関しては何も触れていない。また、30周年事業積立預金や施設設備準備積立預金についての規定はない。特定預金は目的預金であるから、その取扱いに関しては明確に規定する必要がある。

特定預金の運用方法については、第3条で「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と定めているが、運用にはリスクが伴う場合があるので、権限や実績報告等を具体的に取り決めることが望まれる。

(2) 特定預金の管理

平成17年3月期の特定預金科目と特定預金との関係は次のようになっている。

		公社債投信	定期預金			普通預金	合計
		野村證券	十六銀行	大垣共立銀行	岐阜信金	十六銀行	
一般会計	減価償却引当預金	4,712,483	9,502,078				14,214,561
	財政運営資金積立預金	17,935,379					17,935,379
	3 0 周年事業積立預金	2,500,000					2,500,000
特別会計	減価償却引当預金			3,989,918		1,200,577	5,190,495
	財政運営資金積立預金			5,185,265	9,814,735	35,000,000	50,000,000
	施設設備準備積立預金					4,890,000	4,890,000
小計		25,147,862	9,502,078	9,175,183	9,814,735	41,090,577	94,730,435
定期預金（法人全体）			430,460	8,057	8,051		446,568
普通預金（法人全体）						55,768,765	55,768,765
有価証券（法人全体）		7,082,363					7,082,363
合計		32,230,225	9,932,538	9,183,240	9,822,786	96,859,342	158,028,131
投資信託や預金口座		4 口座	2 口座	1 口座	1 口座	3 口座	
		5,551,703	6,258,334	9,183,240	9,822,786	18,884,409	
		8,127,055	3,674,204			907,515	
		13,127,865				77,067,418	
		5,423,602					

特定預金は、銀行等の定期預金と証券会社の公社債投資信託で運用されているが、貸借対照表の各特定預金科目と紐付きになっておらず、流動資産の定期預金や有価証券と一緒に全体として運用している。従って、例えば一般会計の減価償却引当預金を取り崩す場合、どの口座を取り崩したらよいのか明確ではない。特定預金の性格を考慮すれば、特定預金科目と特定預金とは、紐付きになっているのが望ましい。

IX. 介護保険事業について

1. 概要

(1) 概要

岐阜市の介護保険事業は、被保険者が納める保険料と国・県・市からの公費（税金）を財源として、要支援・要介護認定者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族とを社会で支援するものである。

岐阜市介護保険事業の平成 17 年度概況は、以下の通りである。

① 介護保険料の状況

ア. 介護保険料の賦課状況

(平成 18 年 5 月 31 日現在)

区分	特別徴収	普通徴収	計	構成比
第 1 段階	528 人	1,447 人	1,975 人	2.3%
第 2 段階	23,045 人	5,983 人	29,028 人	33.3%
第 3 段階	26,399 人	5,393 人	31,792 人	36.5%
第 4 段階	9,387 人	2,450 人	11,837 人	13.6%
第 5 段階	10,174 人	2,265 人	12,439 人	14.3%
計	69,533 人	17,538 人	87,071 人	100.0%

イ. 介護保険料の減免・減額状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

区分	申請件数	金額（単位：千円）
条例第 24 条減免	23 件	604
条例第 24 条の 2 減額	336 件	3,173
計	359 件	3,778

②給付状況

ア. 介護保険利用料の減免助成

区分		対象者数	金額（単位：千円）
ホームヘルプサービス利用料を減免	高齢者（6%）	312 人	531
	障害者（3%）	35 人	2,125
社会福祉法人による減免（平成 17 年度上半期）		2 件 28 人	171
社会福祉法人による減免（平成 17 年度下半期）		4 件 91 人	816
社会福祉法人によるユニット型個室特例		9 件 59 人	4,223
条例第 12 条該当減免	家屋が水害	2 人	193

イ. 要介護度別の利用人数

(平成18年3月分)

区分	利用者数	内訳	
		居宅	施設
要支援	1,950 人	1,950 人	0 人
要介護 1	3,489 人	3,307 人	182 人
要介護 2	2,061 人	1,725 人	336 人
要介護 3	1,554 人	1,061 人	493 人
要介護 4	1,323 人	709 人	614 人
要介護 5	1,226 人	511 人	715 人
計	11,603 人	9,263 人	2,340 人

③ 要介護認定審査

(ア) 申請件数

16,586 件

(イ) 介護認定審査会委員

104 人 (定数 130 人) 12 合議体

(ウ) 要介護(支援)認定者数

(平成18年3月31日現在)

(単位:人)

区分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	3,432	4,510	2,309	1,691	1,388	1,303	14,633
65 歳以上 75 歳未満	672	868	432	276	220	216	2,684
75 歳以上	2,760	3,642	1,877	1,415	1,168	1,087	11,949
第 2 号被保険者	57	186	115	74	63	72	567
総数	3,489	4,696	2,424	1,765	1,451	1,375	15,200

(2) 決算書

平成 17 年度の介護保険特別会計決算書は以下の通りである。

歳入

(単位:千円)

項目		予算額	決算額	執行率
保険料	介護保険料	3,303,740	3,220,687	97.49%
使用料及び手数料	使用料	—	—	—
	手数料	595	723	121.52%
	小計	595	723	121.52%
国庫支出金	介護給付費負担金	4,005,301	3,899,002	97.35%
	調整交付金	768,062	771,730	100.48%

	事務費交付金	—	—	—
	その他	543	2,910	535.91%
	小計	4,773,906	4,673,642	97.90%
支払基金交付金		6,416,819	6,073,948	94.66%
都道府県支出金	都道府県負担金	2,510,919	2,436,871	97.05%
	財政安定化基金支出金	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	2,510,919	2,436,871	97.05%
財産収入		996	240	24.12%
繰入金	一般会計繰入金 12.5%	2,487,395	2,321,947	93.35%
	総務管理費に係る一般会計繰入金	421,440	398,043	94.45%
	介護認定審査費に係る一般会計繰入金	217,629	192,187	88.31%
	介護給付費準備基金繰入金	538,514	355,000	65.92%
	円滑導入基金繰入金	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,664,978	3,267,178	89.15%
繰越金		159,301	159,300	100.00%
過年度収入		4,660	4,254	91.30%
諸収入		18,692	31,671	169.44%
歳入合計		20,854,606	19,868,516	95.27%

歳出

(単位：千円)

項目		予算額	決算額	執行率
総務費	総務管理費	424,388	405,955	95.66%
	認定審査費	217,629	192,187	88.31%
	小計	642,017	598,143	93.17%
保険給付費	居宅介護サービス	9,224,609	9,658,344	104.70%
	居宅介護支援	998,416	861,447	86.28%
	施設介護サービス	9,349,197	7,686,391	82.21%
	福祉用具購入	60,670	33,669	55.50%
	住宅改修	241,903	140,103	57.92%
	高額介護サービス費	118,759	155,751	131.15%
	特定入所者サービス費	—	224,444	—
	審査支払手数料	35,618	31,693	88.98%

	小計	20,029,172	18,791,846	93.82%
償還金		137,793	134,309	97.47%
財政安定化基金拠出金		18,460	18,456	99.98%
基金積立金		17,164	16,002	93.24%
予備費		10,000	—	0.00%
歳出合計		20,854,606	19,558,758	93.79%

介護給付費準備基金積立状況

(単位：千円)

	前年度末残高	年度中増減額		年度末残高	運用収入額
		積立額	取崩額		
12 年度	—	232,228	—	232,228	—
13 年度	232,228	442,122	—	674,350	100
14 年度	674,350	324,590	—	998,941	174
15 年度	998,941	563,394	620,000	942,335	274
16 年度	942,335	80,167	275,000	747,503	288
17 年度	747,503	41,717	355,000	434,220	240

(注) 平成 15 年度取崩額 620,000 千円 (平成 15～17 年度保険料上昇抑止のための取崩)、平成 16 年度取崩額 275,000 千円 (サービス給付費等充当のための取崩)、平成 17 年度取崩額 355,000 千円 (サービス給付費等充当のための取崩)

(3) 事業の概要

岐阜市が介護保険事業として行っている事業は以下の通りである。

① 居宅サービス

介護保険法における居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び福祉用具貸与の 12 種類のサービスをいう。

② 居宅介護支援

居宅要支援・要介護認定者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要支援・要介護認定者や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画を作成するとともに、その居宅サービス計画に基づいて居宅サービス事業者などとの連絡調整などの支援を行うことをいう。また、居宅要介護認定者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。居宅介護支援はケアマネジメントともいわれ、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う。

③ 施設サービス

介護保険で利用できる施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 種類があり、介護が中心、治療が中心、或いはどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設が選択される。

また、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び生活支援ハウスなどの施設で要介護者を支援している。

④ 福祉用具

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護認定者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護認定者等の機能訓練のための用具、特殊寝台などの起居関連用具、入浴関連用具などが含まれる。介護保険制度では、福祉用具貸与による品目と福祉用具購入費支給対象となる品目がそれぞれ定められている。

⑤ 住宅改修費

介護保険においては、在宅での自立支援を積極的に支援するために、居宅要支援・要介護認定者が現に居住する住宅でその心身と住宅の状況を考慮し必要な場合、その工事費の 9 割が支給される。住宅改修の種類は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止等の床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど、小規模な改修であり、その支給限度額は 20 万円（1 割の自己負担を含む）となっている。

⑥ 高額介護サービス費

要支援・要介護認定者が居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されるもの。超えた分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

⑦ 特定入所者サービス費

介護保険法の改正に伴い、平成 17 年 10 月利用分から居住費（滞在費）と食費とが保険給付の対象外となり利用者負担となった。このため、低所得者の利用者に対しこの負担を緩和するために負担限度額が設定され、施設には基準費用額とこの負担限度額との差額を補足給付（特定入所者サービス費）する制度が創設された。

⑧ 審査支払手数料

介護保険法においては、介護サービス提供事業者が行ったサービスの費用の請求に関する審査及び支払を都道府県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができるとされている。この委託料を審査支払手数料という。

2. 外部監査の結果

(1) 介護保険料徴収ルールを作成について

① 概要

65 歳以上の被保険者の介護保険料の徴収方法には、特別徴収と普通徴収がある。特別徴収とは、毎年 4 月 1 日の時点で、年金額が月額 15,000 円（年額 18 万円）以上で年金保険者より源泉徴収可能と通知のあった者に対して介護保険料を年金から天引きする方法である。普通徴収とは、前述以外の者で納付書により金融機関の窓口で納める（口座振替も利用可能）方法である。40 歳以上 65 歳未満の被保険者の介護保険料は、加入している医療保険制度（国民健康保険や職場の健康保険）の医療保険料とともに納める。従って、65 歳以上の被保険者の普通徴収のみ、納付書による納付であるため滞納及び不納が生じる。

最近 5 年の介護保険料収納状況は以下の通りである。

（単位：千円）

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
調定額	2,061,892	2,848,189	3,170,434	3,261,831	3,388,578
収入額	2,022,703	2,768,003	3,052,067	3,116,520	3,220,687
不納欠損額	—	4,103	19,592	36,071	43,935
差引未収額	39,189	76,083	98,774	109,239	123,955

不納欠損額については、介護保険法第 200 条に従い、期別ごと納期限後に発送する督促状発布日の 10 日後から 2 年経過後時効により徴収権が消滅した時点で確定し会計処理している。上記の表の不納欠損額及び未収額は、普通徴収により発生したもののみである。

② 監査の結果

現在、岐阜市では上記の普通徴収に係る未納者に対して、督促・催告手続きを行っている。督促については、毎月督促通知を被保険者へ発送し、滞納が発生した場合には、催告書・電話により催告行為を行っている。しかし、具体的な督促・催告方法については保険料グループの職員等各個人の裁量に任されており統一的な書面でのマニュアル（ルール）は作成されていない。このため、電話での催告の頻度等について統一されておらず、ばらつきがある。岐阜市として徴収方法について書面でのマニュアル（ルール）を作成し、督促・催告業務を統一する必要がある。

(2) 福祉用具購入保険給付及び住宅改修保険給付について

① 概要

保険給付のうち福祉用具購入及び住宅改修については、利用者が個別に申請し、岐阜市から各利用者に対して償還支払いを行っている。申請書には領収書、パンフレット、写真等を添付し、岐阜市職員が審査を行い給付支払いの意思決定を行っている。

② 監査の結果

現在岐阜市では、福祉用具購入保険給付及び住宅改修保険給付について、利用者の提出する申請書（領収書、パンフレット、写真等を添付）を基礎に、職員が書面を審査し支払いを決定している。しかし、書面審査のみでは、添付書類の偽造等により不正に給付金額を受け取る可能性がある。岐阜市では過去に上記のような詐欺の被害にはあっていないが、書面のみでは詐欺防止の手段としては効力に欠けるといえる。

したがって、書面で申請書の審査を行うとともに、実際に購入した用具及び改修された住宅を職員が視察することにより確認する必要がある。ただし申請件数が1ヶ月あたり200件程度あり、全件の確認することは困難であるためサンプルで抽出し現物確認を実施する必要がある。また、一定の業者に用具販売元及び工事受注先が集中している場合には、当該業者の視察を定期的に行うことも効果的な方法であるといえる。